

福岡地方裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号 法人税等更正処分等取消請求事件  
国側当事者・国(博多税務署長)  
平成30年9月19日棄却・確定

判 決

原告	株式会社A
同代表者代表取締役	甲
同訴訟代理人弁護士	柳 教日
同	遠藤 幸子
被告	国
同代表者法務大臣	上川 陽子
処分行政庁	博多税務署長
	坂田 圭介
同指定代理人	多田 真央
同	村上 亜紀子
同	西田 健太
同	福田 雅代
同	黒田 哲弘
同	石津 武志
同	平田 宏幸
同	神川 和久
同	岩本 竜一
同	黨 秀幸

主 文

- 1 原告の請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事実及び理由

第1 請求

- 1 処分行政庁が、平成24年7月9日付けでした原告の平成16年9月1日から平成17年8月31日までの事業年度(以下「平成17年8月期」という。)分の法人税の更正処分及び重加算税の賦課決定処分を取り消す。
- 2 処分行政庁が、平成24年7月9日付けでした原告の平成17年9月1日から平成18年8月31日までの事業年度(以下「平成18年8月期」という。)分の法人税の更正処分のうち納付すべき税額158万0700円を超える部分及び重加算税の賦課決定処分を取り消す。
- 3 処分行政庁が、平成24年7月9日付けでした原告の平成18年9月1日から平成19年8月31日までの事業年度(以下「平成19年8月期」という。)分の法人税の更正処分のうち

納付すべき税額240万1400円を超える部分及び重加算税の賦課決定処分（ただし、いずれも平成26年12月8日付けでした裁決（以下「本件裁決」という。）により一部取り消された後のもの）を取り消す。

- 4 処分行政庁が、平成24年7月9日付けでした原告の平成19年9月1日から平成20年8月31日までの事業年度（以下「平成20年8月期」という。）分の法人税の更正処分のうち納付すべき税額343万2800円を超える部分及び重加算税の賦課決定処分（ただし、いずれも本件裁決により一部取り消された後のもの）を取り消す。
- 5 処分行政庁が、平成24年7月9日付けでした原告の平成20年9月1日から平成21年8月31日までの事業年度（以下「平成21年8月期」という。）分の法人税の更正処分のうち納付すべき税額75万6000円を超える部分及び重加算税の賦課決定処分を取り消す。
- 6 処分行政庁が、平成24年7月9日付けでした原告の平成21年9月1日から平成22年8月31日までの事業年度（以下「平成22年8月期」という。）分の法人税の更正処分のうち納付すべき税額48万2000円を超える部分並びに重加算税の賦課決定処分（ただし、いずれも本件裁決により一部取り消された後のもの）及び過少申告加算税の賦課決定処分をいずれも取り消す。
- 7 処分行政庁が、平成24年7月9日付けでした原告の平成22年9月1日から平成23年8月31日までの事業年度（以下「平成23年8月期」という。）分の法人税の更正処分のうち納付すべき税額40万6000円を超える部分並びに重加算税の賦課決定処分（ただし、いずれも本件裁決により一部取り消された後のもの）及び過少申告加算税の賦課決定処分を取り消す。
- 8 訴訟費用は被告の負担とする。

## 第2 事案の概要等

### 1 事案の概要

本件は、原告が、平成17年8月期から平成23年8月期までの各事業年度（以下、併せて「本件各事業年度」という。）の法人税について確定申告（以下、併せて「本件確定申告」という。）を行ったのに対し、処分行政庁から、本件確定申告においては売上げの一部が収益に算入されていないこと等を理由として、更正処分、重加算税の賦課処分及び一部の事業年度について過少申告加算税の賦課処分を受けた（ただし、その後、国税不服審判所長による本件裁決によりその一部が取り消された。以下、上記各処分（本件裁決により一部取り消されたものについては、同取消後のもの）を併せて「本件更正処分等」という。）ことから、本件更正処分等は、原告が行ったものではない取引を原告が行ったものとして、その売上高を原告の収益として計上するものであり、また、仮に上記売上げが原告の行った取引によるものであるとされるならば、それに係る売上原価額が原告の損金に算入されるべきであるのにこれがされていない等主張し、本件更正処分等の取消しを求める事案である。

### 2 前提事実（当事者に争いのない事実並びに掲記の証拠及び弁論の全趣旨により認められる事実）

#### （1）当事者等

原告は、一般鋼材販売業等を目的とする会社である。

原告は、同族会社であり、平成23年8月期においては、発行済み株式18万株のうち、持ち株は、乙（以下「乙」という。）が7万1600株、乙の妻である丙（以下「丙」とい

う。)が4万3400株、いずれも乙の子のうち原告代表者を含む3名が1万6800株ずつ、乙の別の子が1万4400株であった(甲13)。

乙は、本件各事業年度において、原告の代表取締役であったほか、少なくとも平成15年頃まで、遊技場に設置する自動販売機の管理、パチンコの景品卸等を業としていたB株式会社(以下「B」という。)及び遊技場経営等を行うC株式会社(以下「C」という。)の代表者でもあった。

丙は、本件各事業年度において、Bの取締役であり、原告において経理を担当していた(乙6)。

## (2) 本件確定申告

原告は、処分行政庁に対し、本件各事業年度に係る法人税について、別紙1「本件各事業年度の法人税額等の計算」の「確定申告年月日」欄の各年月日に、「確定申告額」欄の「申告所得(欠損)金額」、「課税所得金額に対する法人税額」、「控除税額」及び「納付すべき法人税額」の各内容を記載した青色申告書を提出し、各確定申告を行った。

## (3) 本件更正処分等

ア 処分行政庁は、平成24年1月11日以降、原告に対し、税務調査(以下「本件調査」といい、本件調査の担当職員を「本件調査担当者」という。)を実施した。

イ 処分行政庁は、平成24年7月9日、本件各事業年度について、原告に所得の申告漏れがあるとして、原告の所得金額等を別紙1「本件各事業年度の法人税額等の計算」の「更正処分等」欄に記載のとおり認定し、納付すべき法人税額を同欄の「納付すべき法人税額」に記載の各金額とする更正処分を行うとともに、同欄の「重加算税額」に記載の各金額の重加算税の賦課処分を行い、さらに、平成22年8月期及び平成23年8月期については、同欄の「過少申告加算税額」に記載の各金額の過少申告加算税額の賦課処分を行った。

ウ 原告は、平成24年8月21日、上記イ記載の各処分のうち各更正処分及び各重加算税賦課処分について異議申立てを行った(甲15)。

処分行政庁は、同年11月21日、別紙1「本件各事業年度の法人税額等の計算」の「異議決定」欄に記載のとおり認定し、原告の異議申立てをいずれも棄却する旨の裁決を行った(甲16)。

エ 原告は、平成24年12月7日、国税不服審判所長に対し、上記イの各処分において認定された所得金額を前提として、認定された売上げに対応する売上原価額を損金の額に算入すべきであるとして、上記イ記載の各処分のうち各更正処分及び各重加算税賦課処分について審査請求を申し立てた(以下「本件審査請求」という。)(甲17)。

国税不服審判所長は、平成26年12月8日、別紙1「本件各事業年度の法人税額等の計算」の「本件裁決」欄に記載のとおり認定し、平成19年8月期、平成20年8月期及び平成22年8月期の各事業年度について、売上げが益金として算入されている一部の取引につき、売上原価額を損金に算入することが相当であるとして、法人税額は同欄の「納付すべき法人税額」記載の額を超える部分について、重加算税額は同欄の「重加算税額」記載の額を超える部分についてそれぞれ取り消し、平成23年8月期について、法人税額は同欄の「納付すべき法人税額」記載の額を超える部分、加算税(重加算税及び過少申告加算税を併せたもの)は同欄の「重加算税額」及び「過少申告加算税額」記載の各金額を

合計した額を超える部分についてそれぞれ取り消し、その余の請求をいずれも棄却する旨の裁決をした（本件裁決）（甲18）。

オ 本件更正処分等においては、D株式会社（以下「D」という。）、株式会社E（以下「E」という。）、F株式会社（以下「F」という。）、株式会社G（以下「G」という。）及びH株式会社（以下「H」といい、この5社を併せて「本件各取引先」という。）との間の別紙2「本件売上金額の月別内訳」記載の各取引（以下、順に「D取引」、「E取引」、「F取引」、「G取引」及び「H取引」といい、併せて「本件各取引」という。）に係る売上金（以下「本件売上金」という。）が原告の収益に該当するとして、原告に賦課する税額が算定された。

#### （4）青色申告承認取消処分

原告は、本件各事業年度において法人税申告に係る青色申告承認を受けていたが、処分行政庁は、平成24年7月9日、原告の平成17年8月期以降の各事業年度における青色申告承認を取り消す旨の処分（以下「本件青色申告承認取消処分」という。）をした（乙60）。

#### （5）訴訟提起等

原告は、平成27年6月5日、本件訴訟を提起した。

なお、本件更正処分等において認定された別紙1「本件各事業年度の法人税額等の計算」の「本件裁決」欄の「売上計上漏れ額」記載の金額（本件売上金）については、平成21年8月期の金額のうち3万円（後記争点2）に争いがあるが、その余の金額に争いはない（益金の帰属については争いがある。）。

### 3 争点及びこれに関する当事者の主張

#### （1）本件売上金の帰属（争点1）

（被告の主張）

ア 以下のとおり、本件各取引は、いずれも原告と本件各取引先との間の取引であり、B又は「A」の屋号で行っている乙（以下、この個人事業を「乙（A）」ということがある。）と本件各取引先との間の取引ではないから、本件売上金は原告の収益となる。

（ア）D取引について

a Dは、昭和58年以前から、原告から鉄屑等のスクラップを仕入れてきたところ、平成13年頃、乙から、今後はB名義で取引を行いたいとの申し出があったため、それ以降、計算書等の書類をB名義で作成、発行するようになったが、取引する商品や取引手順等は原告名義で取引を行っていた頃と変わっていない。

b D取引に係る商品は、原告のヤード（以下「原告ヤード」という。）からDの売却先へ直接納品されていた。当該商品の搬送は、原告所有のトラックや売却先のトラックによって行われていた。

c Dは、上記aの申し出の前後を通じて、D取引に係る代金を、原告の事務所で、乙や丙ら原告の従業員に対して支払っていた。

d Dの代表取締役は、乙から上記aの申し出があった平成13年以降も取引内容に変更がなかったこと、Bの事務所を訪れたことがないこと、Bが鉄屑等のスクラップの販売を行っている旨の看板等を見たこともなかったことから、取引の相手方は原告であると認識していた。

e 原告のホームページには、主要取引先としてDが挙げられている。

(イ) E取引について

- a Eは、代金額を計算した仕切書や納品時の数量測定の結果を記録した計量証明書を原告あてで作成し、交付していた。
- b E取引に係る商品は、原告ヤードで保管され、原告所有のトラックでEに納品されていた。

(ウ) F取引について

- a 原告は、商品を計量した記録を記載した原告名義の計量伝票を作成し、Fに交付しており、Fも、代金額を記載した原告あて（ただし、平成20年7月22日及び平成21年11月5日付けのものを除く。）の仕切書を作成し、原告に交付していた。
- b これに対し、原告は、上記計量伝票は、単なる手控えとして作成したものにはすぎない旨主張するが、手控えのために計量伝票を作成するとは考え難く、また、G取引に当たっては、同一の様式を使用して作成された計量伝票を正式なものとして交付していることからすれば、原告の主張は理由がない。

(エ) G取引について

- a Gは、商品を計量した記録を記載した計量証明書及び代金額を計算した仕切書を原告あてで作成し、原告に交付し、原告は、商品の数量を測定した結果を記載した原告名義の計量伝票を作成し、Gに交付していた。
- b G取引に係る商品は、原告ヤードで保管され、原告の従業員が原告所有のトラックを使用してGに納品していた。

(オ) H取引について

- a Hが記帳していた仕入帳（乙18）には、取引の相手先氏名欄に原告の商号が記載されている。そして、これらの記載に係る取引のうち、H取引以外のものについては、原告とHとの間の取引であることに争いが無い。
- b Hの代表取締役は、原告の依頼を受けて作成した確認書（甲27）において、原告がH取引の相手方であることを認めている。

イ 原告は、原告の取引先への影響等を考慮して、取り扱う商品の内容や発生源によって、取引を原告、C又は乙（A）のいずれで行うかを決めており、D取引はB、E取引、F取引、G取引及びH取引は乙（A）と各取引先との間の取引である旨主張する。

しかし、取引先への影響等を考慮して取引主体を変えるのであれば、取引主体によって判取帳を使い分けるのが自然であるにも関わらず、原告と乙（A）に係る取引は、同一の判取帳に記載されている。

また、以下のとおり、Bは、本件各事業年度当時、休業又は廃業状態にあり、乙（A）も実質的に事業を行っていなかったから、B及び乙（A）は、本件売上金の帰属主体とはならない。

(ア) Bについて

- a Bは、平成13年6月29日、福岡税務署長に対し、同年5月1日から休業している旨の法人税・消費税の異動（変更）届出書を提出し、D取引が開始された平成16年9月時点で事業を再開した旨の届出をしていない。

また、Bは、本件各事業年度に相当する事業年度について、法定期限内に法人税の確定申告書を提出していないか、所得金額又は欠損金額や法人税額について「0」と

記載し、決算書等の添付のない確定申告を行っており、本件各事業年度における修正申告及び期限後申告における申告書や添付書類も、資産は現金及び預金のみとし、負債を0とする旨記載され、不自然なものであった。

b 本件各事業年度当時、Bの事業目的には、本件各取引である金属等の仕入れ・販売に関する業務が含まれていなかった。

(イ) 乙(A)について

a 乙の平成19年ないし平成23年分の所得税の各確定申告書には、職業欄に金属回収販売業等の個人事業主としての記載はなく、給与所得及び不動産所得は記載されているものの、事業所得の記載はない。また、乙の上記各年分の所得税の修正申告書に添付されていた「収支内訳表(一般用)」には、上記各年分の売上金額及び仕入金額のみが記載され、運搬具についての減価償却費やリース料等の記載はない。

b 乙は、平成18年分の所得税の確定申告において、乙の父である丁(以下「丁」という。)が生前「A」の屋号で行っていた個人事業(以下「丁(A)」という。)の在庫品の売却収入を雑所得として申告しており、丁(A)の事業を承継する認識がなかったといえる。

c 原告のインターネット・ホームページの「会社沿革」には、平成13年4月に原告と丁(A)が合併した旨記載されており、平成13年4月以降は、個人事業としてのAが存在しないことが対外的にも明らかにされている。

(原告の主張)

本件各取引のうち、D取引はBとの取引であり、E取引、F取引、G取引及びH取引は乙(A)との間の取引であるから、本件売上金は原告の収益ではない(原告第6準備書面2頁以下、15頁以下、同第7準備書面等参照)。

ア 原告、B及び乙(A)の各取引について

(ア) 原告は、横流し品の取引など、取引先が氏名等を明らかにできないような取引を行うと、継続的販売先である一流総合商社から取引を停止されたり、産業廃棄物処理業許可等の許認可が取り消されたりするおそれがあったことから、上記のような取引を扱うことができなかった。また、原告は、雑品(クーラーやパソコン等の中に組み込まれているアルミやステンレスなど)、雑線(ビニールで被覆された室内配線など)及び下銅(工場の動力線など)を取り扱っていなかった。そのため、上記のような原告では扱うことのできない取引や扱っていない商品に係る取引のうち、鉄屑やステン屑に係るものはB、雑品等に係るものは乙(A)が取引を行っていた。

(イ) 原告は、請求書発行、代金回収、仕入れ、代金支払等をパソコンで一元管理しており、B及び乙(A)とは異なる管理方法をとっていた。

また、原告の売上入金のほとんどは手形又は銀行振込によるものであったが、現金取引を行うこともあり、その場合には、判取帳に取引先の名称(氏名)を記載してもらおうが、別途現金出納帳を作成するため、金額については空欄とし、同じ判取帳で管理していた乙(A)の取引については、現金出納帳等を作成しないため、金額まで記載してもらっていた。

イ D取引について

D取引は、BとDとの間の取引である。

(ア) Bは、鉄屑・ステン屑の仕入れに際して仕切書を作成せず、複写式の計量伝票の横に代金を記載して支払額を明らかにし、支払が済むと計量伝票を処分し、判取帳に記載するという方法で支払の管理を行っており、計量伝票及び判取帳にはBの記載がある。

また、Dは、Bあての計算書を作成、交付しており、Dの判取帳にもBのゴム版と社印が押されている。

(イ) Bは、B所在地の倉庫内にヤードを持っていたほか、原告ヤードの一部を借り、原告の資材とは区別して資材を保管しており、D取引に係る商品は、原告ヤード内のBのヤードから搬出されていた。

また、D取引は現金取引であったところ、Bは、原告事務所内にB専用の机を有しており、Bの売上げはその引出しの中で管理され、D取引に係る商品の仕入取引の支払も、その中からされていた。

(ウ) Bは、平成18年5月1日から平成21年4月30日まで及び平成22年5月1日から平成23年4月30日までの各事業年度の法人税について期限後申告、平成21年5月1日から平成22年4月30日までの事業年度につきそれぞれ修正申告をした。

(エ) 原告のインターネット・ホームページには、主要取引先としてDが記載されているが、原告のようにグループ会社が多数ある場合には、グループ会社の信用度を高めるために取引先をまとめて記載するのが一般的であるためそのような記載になっているにすぎず、同記載はD取引が原告の取引であることを示すものでない。

ウ E取引、F取引、G取引及びH取引（以下、併せて「E等取引」という。）についてE等取引は、乙（A）と上記各取引先との間の取引である。

(ア) 「A」は、もともと雑品、雑線などを取り扱う丁の個人事業の屋号であった。丁は平成12年4月●日死亡し、乙が当該個人事業を引き継ぎ、同屋号を用いて営業を継続した。

しかし、乙（A）については、取引が頻繁ではなかったことから、売上げについて売上仕入帳を作成せず、預金通帳にて代用し、商品の仕入れについては、原告の判取帳を使用していた。

(イ) 乙（A）は、原告ヤードの一部を借用し、原告の資材とは明確に区別して資材を保管していた。

また、E取引及びG取引に係る商品の搬出の際、原告所有のトラックを使用することもあったが、あくまで原告から無償で借用して使用していたものである。

(ウ) Eの代表者は、乙（A）が取引の相手方であると認識しており、乙（A）あてで計量証明書を作成している。

Fの各代表者も、乙（A）が取引の相手方であると認識している。F取引について、原告名義の計算伝票が残っているが、同計量伝票は乙が手控えとして作成したメモであって、Fに交付することを予定していたものではない。

G取引について、原告あての仕切書及び計量証明書が作成されているが、これはGの代表者に、原告と乙（A）を区別するという意識がなかったために作成されてしまったものであって、Gの代表者が取引の相手方を原告であると認識していたわけではない。

(エ) 乙（A）の売上げは、すべて乙個人名義の銀行口座に振り込まれ、乙個人により管理されており、原告には1円も還流していない。

(オ) 乙は、平成24年4月2日、平成19年分から平成23年分までの所得税の修正申告書を提出した。

(2) 平成21年8月期の所得金額（争点2）

（被告の主張）

Dは、平成21年3月2日、原告に対して検品代3万円を支払ったことから、平成21年8月期の所得金額は、上記3万円を算入した額となり、別紙1「本件各事業年度の法人税額等の計算」の平成21年8月期「本件裁決」欄の「所得金額」記載の額となる。

（原告の主張）

平成21年3月のDに対する売上げ3万円に係る取引に該当する仕切書が存在しないから、上記3万円の売上げは存在しない。

(3) 損金に算入すべき売上原価の有無及びその額（争点3）

（被告の主張）

ア 一般に、損金が納税者にとって有利な事柄であり、納税者の支配領域内の出来事としてこれを認識し、その証拠資料を整えておくことが困難とはいえないことからすれば、被告において具体的な証拠に基づいて一定額の損金の存在を明らかにし、これが売上げとの間に合理的対応関係を有すると認められる場合には、これを超える額の損金は存在しないものと事実上推定され、納税者において、その金額を超える損金の具体的内容を明らかにし、これを合理的に裏付ける程度の立証をしなければ上記推定を覆すことはできないというべきである。

そして、以下のとおり、原告が本件確定申告時に提出した資料及び本件調査の結果からは、本件更正処分等において認められた額を超える売上原価額（以下「本件売上原価額」という。）の存在を認めることはできず、原告は、本件売上原価額の存在を合理的に推認させる程度の具体的な立証をしないのであるから、本件売上原価額は存在しないとの事実上の推定が働く。

(ア) 原告が提出した資料等から本件売上原価額の存在を合理的に推認することができないこと

a 原告は、平成24年3月8日、本件調査担当者に対し、D作成のBあての取引証明書（乙26）、原告及びB名義の判取帳（乙28、29の1・2）、D作成の計算書69枚（乙27、以下「D計算書」という。）並びに売上取引及び仕入取引について記載したノート（乙30、以下「本件ノート」という。）を提出し、さらに、同年4月3日、D作成の計算書68枚（乙32、以下「D追加計算書」という。）を提出した。

しかし、上記各資料は、それだけでは仕入取引先の名称（氏名）及び所在地を特定することができないものであって、商品又は代金領収の証拠としての役割を果たしているとはいえない。

また、B名義の判取帳及び本件ノートに記載された取引の中には、1件100万円以上の金額の取引が複数あるにも関わらず、仕切書さえも作成されていない。なお、本件ノートは、D追加計算書を除いた状態で収支が整合するように作成されたものであり、D追加計算書に係る取引の記載がないため、D追加計算書の提出により整合性を欠くものとなった。

さらに、原告は、本件調査担当者の度重なる要請にも関わらず、本件各取引の商品

に係る仕入取引先（以下「本件各仕入取引先」といい、本件各仕入取引先との取引を「本件各仕入取引」という。）の情報を開示せず、本件調査担当者が上記各判取帳から本件各仕入取引先と見込まれる者に対して行った反面調査の結果によっては、本件売上原価額の存在を確認することはできなかった。

b 原告は、Cからパチンコ店の廃材を購入して、E及びFに売却した上、Cに対する上記購入代金に係る債務（E及びFへの売却代金額と同額）と、Cに対する貸金債権とを相殺したため、上記E及びFへの売却代金額に相当する額がE取引及びF取引の売上原価となる旨主張する。

しかし、上記貸金債権とE及びFへの売却代金に相当する金額が相殺されたことを裏付ける証拠はなく、原告が提出した計量伝票（甲31、32（各枝番含む。以下同じ。))を見ても、支払年月日及び支払金額は判明しないから、原告の主張は理由がない。

(イ) 預金口座の出金状況から本件売上原価額の存在を合理的に推認することができないこと

乙は、本件調査の際、本件各仕入取引の代金支払について、乙名義のI銀行の預金口座（以下「I銀行口座」という。）及びJ銀行の預金口座（以下「J銀行口座」といい、I銀行口座と併せて「乙名義口座」という。）から、一定の時期にまとまった金額を引き出し、保管した上で本件各仕入取引先に支払っていた旨説明した。しかし、乙名義口座は、乙個人名義の口座であり、引き出した現金をいかなる名義で保管していたのかを明らかにする現金出納帳等はなく、そこから本件各仕入取引先に代金を支払っていたとする証拠もない。

また、乙名義口座からの引出金額や引出時期は、特定の仕入取引先に対する特定の代金支払の時期や金額に対応しているわけではなく、本件各仕入取引に関する証拠書類も残されていないから、乙名義口座からの出金状況のみをもって、具体的な仕入れに用いた仕入金額、その支払年月日、支払先、仕入れの内容等は明らかにならない。

したがって、乙名義口座の出金状況から本件売上原価額の存在を合理的に推認することはできない。

(ウ) 売上重量と仕入重量の比較により本件売上原価額の存在を合理的に推認することはできないこと

原告は、平成20年9月から平成21年8月までの売上げ及び仕入れの重量を集計した対比表（乙33、以下「本件対比表」という。）に基づき、同期間の売上重量が仕入重量を上回っており、仕入れた商品がすべて売却されているということになるから、D取引に係る売上額から、仕入額を控除すべきである旨主張している。

しかし、原告が仕入れていた商品の中には、原告が無償で引き取った商品、500kg未満の安価なスクラップ等で引取料と相殺したため支払が発生していない商品、新品・中古鋼材の加工等を行った際に発生する鉄屑等が存在しているのに、本件対比表にはその旨の記載がないことや、原告の総勘定元帳、仕入帳及び判取帳に品目、単価及び重量等が明らかでない鉄屑等に関する仕入れの記載があることからすれば、判明している売上重量と仕入重量を比較しただけでは、具体的な仕入金額等を明らかにすることはできない。

したがって、本件対比表の売上重量と仕入重量の比較をすることによって、本件売上原価額の存在を合理的に推認することはできない。

- (エ) 本件売上原価額が本件確定申告における売上原価額（以下「申告売上原価額」といい、本件確定申告において申告された売上を「申告売上」という。）に含まれており、又は存在しないと考えても不自然ではないこと

原告の本件確定申告における売上金額（以下「申告売上金額」という。）と、本件更正処分等により認定された原告の売上金額とを比較した増加率は、多くとも110.25%と軽微であることからすれば、本件売上原価額が申告売上原価額に含まれており、又は存在しないと考えても何ら不自然ではない。

#### イ 推計課税について

- (ア) 原告は、本件売上原価額について、帳簿書類に基づく実額計算ではなく、推計的要素を含む算定方式に基づいて計算した売上原価額を主張する。

しかし、推計課税は、課税標準を実額で把握するのが困難な場合、税負担公平の観点から、実額課税の代替的手段として、課税庁が、合理的な推計の方法で課税標準を算定することを許容した実体法上の制度であると解される。

また、納税者が自己の都合により支出先や収入先を秘匿したまま必要経費や収入額を主張することが許されるとすると、納税者は、申告当初から自己に有利な推計により所得金額を算定することができることとなり、適正な申告納税制度維持の見地から著しく不当である。

したがって、推計課税は、課税庁にのみ与えられた権限であり、納税者が、帳簿作成義務や証拠書類保管義務等を怠りながら、実額計算に基づかない自己に有利な推計を選択することは許されないと解すべきである。

- (イ) 仮に、納税者が課税標準となるべき所得金額について推計によって算定することが許されるとしても、棚卸資産の売買を大量反復的に繰り返す法人において、売上高とそれに係る売上原価の対応関係を個別的・直接的に把握することは困難であるから、すべての仕入れを帳簿上明らかにするとともに、各事業年度において、一定の方法により前期末棚卸資産の評価額を引き継いだ期首棚卸資産の価額を評価し、期首棚卸資産の価額と期中に取得した棚卸資産の価額との合計額から、期末棚卸資産の評価額を控除した金額をもって、売上原価の額を算定することとされており、その正確性は、法人が取引を継続的に記録した帳簿と取引や棚卸に関して作成し、又は受領した書類の記載が整合し、当該帳簿と当該書類が対照できる状態に置かれることによって確保されることからすると、課税標準となるべき所得金額の算定は、帳簿書類による以上に客観的信頼性のある資料及び計算方法に基づき、過少とされる売上原価額及びそれが期中の収入と対応することを具体的に立証する必要があると解すべきである。

しかし、原告は売上げと仕入れを対応させる帳簿を作成・保存しておらず、これらの対応関係を示すことはできない。

また、原告は、本件確定申告における売上げと仕入れから算定した原価率（以下「申告売上原価率」という。）を前提に、本件売上原価額を算定する。

しかし、一般に、取扱品目や仕入取引先の業態等が異なれば売上原価率は異なると考えられる。そして、原告の主張によっても、本件各仕入取引について、その他の原告の

取引と比較して有利な金額で取引をしたのであるから、申告売上原価率を用いて本件売上原価額を算定することには合理性がない。

このように、原告は、帳簿書類による以上に客観的信頼性のある資料及び計算方法に基づき、過少とされる売上原価額及びそれが期中の収入と対応することを具体的に立証することはできていないので、本件売上原価額の存在は認められない。

(原告の主張)

ア 一般に、商取引においては、売上げに対応する売上原価が生ずるものである。本件更正処分等においては、本件各取引による売上げが2億2104万6560円と認定されたところ、以下のとおり、原告が提出した資料等からは、これに対する売上原価の額（本件売上原価額）として、後記（イ）の判取帳で管理されていたものが5379万6700円、その他のものが5316万8131円存在したことが合理的に推認できた。それにもかかわらず、本件更正処分等は、本件売上原価額を0円と認定し、上記売上原価の額を損金の額に算入しなかったのであるから、本件更正処分等は違法である。

(ア) 被告は、本件各取引に係る商品の中に無償や安価なスクラップ、新品・中古鋼材の加工を行った際に発生する鉄屑等があった旨主張する。しかし、本件各事業年度は、平成20年の北京オリンピックを控え、鉄屑、ステンレス等の需要が多く、価格が高騰していた時期であったから、鋼材の加工を行った際に発生する鉄屑等が多く存在したとは考えられない。また、アルミやステンレスは1kg当たりの単価が鉄屑の10倍程度となるので、無償取引はあり得ない。

そして、他に、本件各取引において売上原価が生じなかったと考えるべき事情はないので、本件売上原価額は存在するというべきである。

(イ) 鉄屑、非鉄屑の商取引を行う業界では、商慣習上、単発取引では、売買代金受領のサインを判取帳に記載するという方法で決済が行われており、本件各取引もこのような方法で行われていた。原告及びB名義の判取帳には、複数の筆跡による署名等があることからすると、上記各判取帳の記載の信ぴょう性は高く、記載されている仕入取引が存在していたという推定が強く働く。そして、上記各判取帳の記載に加えて、計量伝票や検量書も存在する取引については、当該取引が実際に行われ、それに係る仕入額が本件売上原価額に含まれるべきことは明らかである。

本件各仕入取引について、領収書や仕切書はないが、これらの取引は、いわゆる訳あり商品の取引で、表ざたにできないものであり、代金の支払は商品の売却後日数を置かずにされ、仮に代金回収についてのリスクが生じても、相手方に争う気持ちまではないものであるから、そもそも領収書や仕切書は作成されない性質のものである。

被告は、反面調査の結果、当該取引に関する情報が得られなかった旨主張するが、本件各取引には、本件各仕入取引先の担当者が取引を内密に行い、その上司が把握していないものや、本件各仕入取引先が当該取引を申告売上として計上していないものがあり、このような場合、反面調査の結果、当該取引に関する情報が得られないのは当然である。

(ウ) 乙名義口座には、E等取引に係る売上金の全額が入金され、E等取引に係る仕入代金の全額を乙名義口座から出金して支払ったものであるから、乙名義口座の入出金額を比較することで、本件売上原価額の存在を合理的に推認することができる。

(エ) 本件対比表は、平成20年9月から平成21年8月までの売上げ及び仕入れの重量を

集計したものである。これによれば、同期間の売上重量が仕入重量を上回っているから、仕入れた商品がすべて売却されているといえる。そして、上記（ア）のとおり、無償取引等はありませんので、少なくとも売上重量が仕入重量を上回っている分については、本件売上原価額が生じていることが明らかである。

（オ） Cの処分したパチンコ店（K店、L店）の解体等によって生じた廃材については、乙（A）が仕入れ、Eに対しては、代金合計616万8494円、Fに対しては、代金合計1109万56324円で売却した上で、Cに対する代金債務と、乙（A）がCに対して有していた平成16年2月23日から平成17年4月21日までの間に生じた貸金債権合計6200万円と対当額で相殺した。これは、乙が、上記廃材を使ってCに対する貸付債権を回収しようと考えたものであり、乙（A）の事業としてみると、乙（A）がCに支払うべき代金は、E及びFに対する売却代金合計1702万8781円と同額であったことになるので、仮にこれが原告の取引と認定されたとしても、E及びFに対する売却額と同額が原告の売上原価となる（原告第7準備書面5頁、同第9準備書面11頁等）。

イ 本件売上原価の推計について

（ア） 仮に、上記アの主張が認められなくても、本件各仕入取引と申告売上に係る仕入取引とは、取扱商品やいわゆる訳ありである点に違いがあるものの、いずれも乙が個人として行い又は乙が代表者である会社が行っているものであり、取引方法にも類似性があること及び申告売上原価率は、本件調査の際に確認された帳簿等によって計算されたものであり、取引数も多く信頼に足るものであることからすると、本件売上原価額は、以下のとおり、本件売上金に各事業年度における申告売上原価率を乗算することによって算定し、推計できる。

（イ） 申告売上原価率は、平成17年8月期が60.26%、平成18年8月期が60.52%、平成19年8月期が63.28%、平成20年8月期が66.96%、平成21年8月期が54.32%、平成22年8月期が54.13%、平成23年8月期が51.88%である。

D取引に係る売上原価額を上記の方法により計算をすると、平成17年8月期は1251万8456円、平成18年8月期は1259万4133円、平成19年8月期は2822万4227円、平成20年8月期は3174万4694円、平成21年8月期は541万9588円、平成22年8月期は575万1132円、平成23年8月期は212万0485円となる。

また、E等取引に係る売上原価額を上記の方法により計算をすると、平成17年8月期は161万9246円、平成18年8月期は209万5919円、平成19年8月期は717万0916円、平成20年8月期は1978万8644円、平成21年8月期は233万8692円、平成22年8月期は366万8035円、平成23年8月期は228万3298円となる。

（ウ） これに対し、被告は、納税者である原告が推計の方法を用いることは許されない旨主張する。しかし、推計課税は実額課税の代替であり、両者は所得認識方法若しくは所得額の算定過程の立証態様の相違に基づくものにすぎない。したがって、納税者であっても、直接的な資料が入手できないなどの場合には、間接的な資料による推計が許される

と解するべきである。

- (4) 重加算税賦課の適法性（原告が本件確定申告において、隠蔽、仮装を行ったといえるかどうか。）（争点4）

（被告の主張）

原告は、D取引に関し、実際には原告の取引であるにも関わらず、あえてBの名義を用いて取引を行っていたこと、E等取引について、原告名義の預金口座に代金を支払わず、あえて乙個人名義の預金口座に入金させていたこと、本件調査時に本件各取引の主体が原告であることを否定し、原告以外の者による取引である旨供述していたこと等からすれば、原告は、本件各取引に関し、存在するはずの収益を隠匿しようとしたものであり、本件各事業年度における法人税の確定申告につき隠蔽又は仮装をしたといえる。

（原告の主張）

隠蔽又は仮装をしたといえるためには、故意に事実を隠蔽又は仮装したことが必要であるが、本件各取引は、少なくとも私法上は原告と取引先との間の取引ではないから、原告は、何ら隠蔽、仮装を行っていないし、仮に、原告がこのような隠蔽、仮装を行ったとしても、これを故意に行ったということもできない。なお、このような故意の有無は確定申告時を基準として判断されるべきものであるから、被告が、原告が隠蔽又は仮装を行った根拠となる事情として挙げているもののうち本件確定申告後の事情については根拠とすることはできない。

- (5) 本件更正処分等の適法性（争点5）

（被告の主張）

前記（1）ないし（3）（被告の主張）のとおり、本件売上金は原告の収益であり、それに対応する本件売上原価額の存在は認められず、また、上記（4）（被告の主張）のとおり、原告は、本件各事業年度に係る法人税の確定申告において、隠蔽、仮装を行ったといえるから、重加算税を賦課することが相当である。

したがって、本件更正処分等は適法であり、その課税根拠は別紙3「課税の根拠」のとおりである。

（原告の主張）

争う。

### 第3 当裁判所の判断

#### 1 認定事実

前記前提事実、掲記の証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

##### (1) 当事者等

ア 原告及び丁（A）について

（ア）丁は、昭和24年10月5日にAの屋号で鋼材等に係る事業を開始したが、昭和48年10月●日、一般鋼材販売業等を目的とする原告を設立し、自身としては製鋼、原料に関する事業を行うこととした。

原告には本店事務所のほかに営業所（以下「M営業所」という。）が存在する。

（甲19、20、80、乙5、6）

（イ）原告のインターネット・ホームページには、平成13年4月、Aと原告が合併した旨の記載がある（乙5）。

イ Bについて

(ア) Bは、平成5年3月●日、遊技機のリース及び販売業、建築物の清掃業等を目的として設立された会社であり、代表取締役は乙である。本件各事業年度当時、Bの登記上の事業目的には、鉄、非鉄金属の回収及び売買等は含まれていなかった。

Bの本店所在地はM営業所と同一の住所であるところ、平成23年12月時点で、同住所地に設置された外看板には、原告の商号だけが表示されており、Bの記載はなかったが、同看板は平成25年12月までの間に撤去され、「A・B」と記載された看板に変更された。

(乙6、43の1・2)

(イ) Bは、平成13年6月29日頃、福岡税務署長に対し、同年5月1日から休業する旨を記載した法人税・消費税の異動(変更)届出書を提出した(乙8)。

Bは、事業年度を毎年5月1日から翌年の4月30日までとしていたが、平成13年5月1日から平成21年4月30日まで、平成22年5月1日から平成23年4月30日までの各事業年度について、期限内に法人税申告を行わなかった。

また、Bは、平成22年6月7日、平成21年5月1日から平成22年4月30日までの事業年度について法人税の確定申告を行ったが、同確定申告書には、当該事業年度の所得金額又は欠損金額欄及び法人税額欄に0円と記載されており、決算書類等は添付されていない(乙9)。

(ウ) 丙は、平成24年1月19日、本件調査担当者に対し、Bは10年以上前から全く稼働していない旨説明した(乙3)。

また、乙は、同年7月2日に行われたBに対する税務調査の際、Bは平成10年頃から休業状態となっており、休業状態になってから従業員はいない旨説明した(乙41)。

(エ) Bは、本件各事業年度に相当する事業年度における総勘定元帳、現金出納帳等を作成していない。

(オ) Bは、平成24年3月20日頃から同年5月10日までの間に、平成18年5月1日から平成21年4月30日まで、平成22年5月1日から平成23年4月30日までの各事業年度について法人税の期限後申告を行い、平成21年5月1日から平成22年4月30日までの事業年度について法人税の修正申告を行った。Bは、上記各申告において、各事業年度における決算報告書を添付していたが、同報告書はいずれも平成24年3月20日頃に作成されたもので、本件各事業年度の貸借対照表には、Bの資産は現金・預金のみであり、負債はない旨記載されていた。(甲62、乙58(7頁))

福岡税務署長は、同年8月6日、Bが行った上記期限後申告及び修正申告について、申告された所得金額はBの収益に当たらないことを前提として、法人税の更正処分を行った(乙39の1ないし6)。

ウ 乙(A)について

(ア) 乙は、平成18年分の所得税の確定申告において、丁(A)の在庫を処分した売上金を乙の雑収入として申告した(乙3、34)。

(イ) 乙は、平成19年分ないし平成23年分の所得税について、いずれも申告期限内に確定申告を行ったが、上記各確定申告書には、乙の収入及び所得は原告からの給与と不動産収入であると記載され、事業所得欄には記載がなかった(乙19)。

(ウ) 乙は、平成24年4月30日、平成19年分ないし平成23年分の所得税の確定申告について、事業所得につき申告漏れがあったとして、修正申告を行った(乙20、35)。

処分行政庁は、同年7月9日、上記修正申告について、申告された事業所得は乙の所得ではないことを前提として、所得税の更正処分を行った(乙36の1ないし5)。

## (2) D取引について

ア D取引は、主に、Dが鉄屑等のスクラップを仕入れる取引である。

Dは、遅くとも昭和58年頃から、丁(A)との間で取引を開始し、同人死亡後も、ほぼ同様の内容及び方法で取引を継続してきた(乙1、42)。原告の平成23年1月30日時点のインターネット・ホームページには、原告の主要取引先としてDが挙げられている(乙5)。

イ 乙は、仕入取引先から商品を仕入れると、原告所有のトラックで商品を原告ヤードに運んで集積、保管し、商品が一定数量になった時点で、Dに連絡を行っていた。Dは、乙から上記連絡を受けると、単価の相場や納入先等を乙に伝え、乙の了承を得るという方法で契約を締結していた。

その後、納入先が遠方である場合にはDが外注したトラックを使用し、近隣である場合には原告所有のトラック又は原告の外注したトラックを使用し、原告ヤードから納入先へ直接商品を搬送していた。

Dは、納品日の翌日頃、仕切書を兼ねたBあての計算書を作成し、原告の本店事務所又は乙の指定した場所に現金及び上記計算書を持参し、乙又はその家族、原告の従業員などに手渡しをする方法で代金を支払っていた。その際、領収書は作成されず、Dの判取帳の受取人欄にBの記名印及び社印を押すこととなっていた。

(乙1、7(6、7頁))

ウ Dの代表取締役は、本件調査担当者に対し、B名義の仕切書等を作成していた理由について、平成13年頃、乙から、今後はB名義で取引することにしたいと言われたためである旨説明した上で、D取引の方法と原告名義で行っていた取引の方法が同じであったこと、営業や代金支払の際は原告の本店事務所に行っていたこと、商品の搬出を原告ヤードから行っていたこと、Bの看板等を見たことがないこと、10年以上取引をしているがBがどのような会社なのかよくわからなかったこと等から、取引先は原告であると考えていた旨供述した(乙1)。

また、Dは、乙から連絡を受けて購入していた商品につき、平成13年4月までは取引先を原告とする買掛台帳を作成し、同年5月以降は取引先をBとする買掛台帳を作成していた。それによると、同年4月以前の取引(乙42(1ないし16頁))と同年5月以降の取引(乙42(17頁))で、取り扱った商品は同一であった。

エ Dは、平成23年4月以降、本件各事業年度当時と同様に、原告との間で取引を行っている(乙41)。

## (3) E取引について

ア E取引は、Eが雑品、モーター、船用線等を仕入れる取引であり、少なくとも平成15年4月4日から平成22年8月6日までの間行われていたものである。(甲33、34、66、乙4・別添1)

E取引にかかる商品は、原告ヤードに搬入され、原告の従業員が大まかな種類ごとに分別した上、原告所有のトラックでEに搬入し、Eは、運び込まれた商品を計量し、「A」あての計量証明書及び原告あての仕切書を作成、交付した上、その数日後に、Eが乙名義口座に振込む方法で代金を支払っていた（乙7、11、12）。

イ Eは、平成24年2月6日、原告に対し、原告とE九州支店との取引は平成22年7月28日搬入分が最終である旨の取引証明書及び「A」を支払先とする平成20年1月22日から平成22年7月28日までの仕入帳をそれぞれ交付した（乙4・別添1）。

#### （4）F取引について

ア F取引は、Fが、銅線や鉛等を仕入れる取引である。

F取引に係る商品は、原告ヤードに搬入され、Fが原告ヤードに商品を引き取りに行っていた。

F取引においては、原告名義の計量伝票が作成されていたが、Fは、商品を持ち帰って再度計量した上で、原告あて（ただし、平成20年7月22日付及び平成21年11月5日付の仕切書のみ乙あて）の仕切書を作成、交付し、その同日又は数日後に、乙名義口座に振り込む方法で代金を支払っていた。

（甲33、34、66、80（13頁）、乙7、13、14）

イ Fは、平成24年2月7日、原告からの依頼に応じ、乙からの最終支払が平成21年11月19日の取引（同日付仕切書記載の取引）に係る支払である旨の記載のある確認書、乙あての仕切書（平成20年7月22日付けのもの）、原告あての仕切書3枚（平成21年3月4日付け、同年8月10日付け及び同年11月19日付けのもの）を交付した（乙4・別添2）。

#### （5）G取引について

G取引は、Gが雑線、雑品、鉄巻線等を仕入れる取引である（乙15）。Gは、Eの元従業員が平成22年頃に独立して設立した会社であり、平成22年10月21日から取引が開始された（甲26）。

G取引に係る商品は、原告ヤードに搬入され、原告所有のトラックにより、Gのヤードに搬入されていた（甲80（13頁）、乙7）。

G取引については、原告名義の計量伝票が作成されることがあり、Gは、商品を計量して原告あての計量証明書及び仕切書を作成、交付し、その数日後、J銀行口座に振り込む方法により代金を支払っていた（甲34、乙15ないし17）。

#### （6）H取引について

H取引は、Hが鉄屑等を仕入れ、また、Hが中古鋼材販売を行う取引である。

Hは、平成17年8月10日、H取引に係る代金をI銀行口座に振り込む方法で支払った。他方、Hと原告との取引は、H取引以前から行われており、その後も継続されたが、これらの取引の代金は、いずれも原告名義の預金口座に振り込む方法で支払われていた。

また、Hは、H取引について、原告との取引であるとして仕入帳（乙18）を作成している（なお、同仕入帳に記載されている取引のうち、上記平成17年8月10日代金支払に係るものを除く取引は、原告とHとの間の取引である（弁論の全趣旨））。

（甲27、33、乙18）

#### （7）原告の提出資料及びそれに関する関係者の説明並びに反面調査の結果

ア スクラップノート（乙2）

丙は、本件調査開始後、本件調査担当者に対し、工事現場等で発生するスクラップ等を回収するための配車表または取引先が商品を引取りに来る際の備忘録であるとして「スクラップノート」と題する帳簿（以下、そのうち平成21年5月27日から同年8月28日までのもの（乙2）を「本件スクラップノート」という。）を提出した。本件スクラップノートには、D、F、E及びGとの各取引に関する記載が存在するが、取引における商品の数量や代金額等についての記載はない。（乙2、3）

イ 乙名義口座（甲33、34、66）

（ア）乙は、平成24年2月10日、本件調査担当者に対し、E及びFからの支払については、I銀行口座に振り込まれていた他、E取引が終了したところに解約した別の口座に振り込まれていたところ、同口座にはE及びF以外の取引先からの入金はなく、また、同口座から公表できない仕入取引先に振り込んだが、仕入取引先を特定されると相手に迷惑がかかるので同口座を教えることはできないと説明した（乙4）。

乙は、同年3月8日、同年2月10日に教えられなかった口座はJ銀行口座である旨説明し、J銀行口座の明細を提出した（甲34、乙7）。

（ウ）I銀行口座には、H、E、Fからの振込みがされているほか、第三者からの入金、電気代及びガス代等の引き落としなどが存在する。丙は、本件調査担当者に対し、第三者からの上記入金は、自動販売機の手数料収入であり、Cの売上金だと考えられる旨説明した（乙3）。

J銀行口座には、E、F及びGからの振込みがあるが、J銀行口座から第三者に対する振込みは存在しない（甲34）。

ウ 原告名義の判取帳等（乙29の1・2、54）

（ア）乙は、平成24年3月8日、本件調査担当者に対し、原告名義の判取帳（乙29の1・2。以下、「原告名義の判取帳」というときは、乙29の1・2のみを指す。）を提出した。

原告名義の判取帳のうち、乙29の1は、平成18年4月10日から平成24年2月28日までの取引が記載されており、乙29の2は、平成19年1月17日から平成24年2月25日までの取引が記載されているが、その中には、取引先の名称又は氏名等の記載はあるが、金額及び署名欄については記載のあるものもないものが存在し、平成20年頃以降は、金額の記載がないものの方が多くなっている。

乙は、本件調査担当者に対し、これらの判取帳は原告で使用しているものであるが、乙（A）の取引についての記載も含まれていること、原告が行う通常取引については、帳簿を作成するため、判取帳には氏名のみを記載してもらおうが、E等との取引に係る仕入取引は表ざたにできない取引であり、書類や帳簿を作成しないため、判取帳に金額まで書き込んでもらっていたと説明した（乙7（5頁））。

（イ）原告名義の判取帳のほか、原告の名義で別の判取帳（乙54）も作成されていた。この判取帳には、平成20年3月24日から同年9月16日分までの取引が記載されており、すべての取引について、詳細な取引先の名称又は氏名等が記載されているほか、金額欄及び領収印欄にも記載がある。

エ B名義の判取帳及び本件ノート（乙28、30）

(ア) 乙は、平成24年3月8日、本件調査担当者に対し、平成19年1月26日から平成23年3月11日までの取引に係るD計算書及びB名義の判取帳(乙28)とともに、当時原告の従業員であった者がD取引に係る売上げ及び仕入れについて記載していたものとして本件ノートを提示し、D計算書に記載されたものが、D取引のすべてである旨説明した(乙7(7頁))。

乙は、平成24年4月3日、本件調査担当者に対し、平成18年5月18日から平成22年5月24日までの取引に係るD追加計算書を提出した。乙は、平成24年5月10日、D計算書は事務所内で保管していたものであるところ、本件調査担当者からほかにも取引があるのではないかと問われ、Dを確認したところ、D追加計算書に係る取引があることが発覚した旨説明した。(乙32、58(2頁))

他方、乙の陳述書(甲80)には、本件ノートは、本件調査開始後、丙が、乙の指示により、残っていたD計算書を基に作成したものであるから、そもそもD追加計算書に係る取引は計上されていないとする部分がある。

(イ) 本件ノートには、D取引に係る売上げ及び仕入れに関する記載があるが、D計算書のうち、平成19年2月1日、同年3月6日及び平成23年2月15日各作成の合計4枚の計算書に係る売上げ並びにD追加計算書に係る売上げについての記載はない。

また、本件ノートには、B名義の判取帳に記載のある取引がD取引に係る仕入取引であることを前提とした記載があるが、本件ノートに記載されていないながら、B名義の判取帳には記載がない取引もある(平成19年12月5日の支払先をNとし、金額を98万円とするもの及び平成20年6月3日の支払先をOとし、金額を140万円とするもの)。

(乙28、30)

#### オ 反面調査について

本件調査担当者は、平成24年5月22日、原告及びB名義の判取帳に記載のあるものうち、有限会社P、Q株式会社、株式会社Rに対する反面調査を行った。

その結果、有限会社P及び株式会社Rについては、Aという名称の相手との取引に関する記録は見つからなかった。Q株式会社については、Aという名称の相手との取引記録が存在したが、原告の仕入帳と突合したところ、一致する記載が存在したため、本件調査担当者は、Q株式会社からの仕入代金(売上原価額)は、原告の申告売上原価額に含まれているものと判断した。

(乙52、55、57)

#### カ 本件調査における本件各取引に関する乙らの説明

(ア) 丙は、平成24年1月19日、本件調査担当者に対し、Dとの取引は本件スクラップノート記載の1回だけであり、E及びGは無料で処分、引取りをしてもらっているため売上先ではないと説明した(乙3)。

(イ) 乙は、平成24年2月10日、本件調査担当者に対し、丙から、Dが北九州市若松区にあった小さな金属回収業者で既に廃業して連絡が取れないと聞いているが、窓口は丙であるので詳細はわからない旨述べ、また、Gとの取引はない旨述べた。また、乙は、J銀行口座に入金されたE及びFの売上金は原告の売上げである旨と述べた(乙4)。

もっとも、乙は、平成24年3月8日、本件調査担当者から、J銀行口座にGからの

入金があることを指摘され、G取引はないと思いでいた旨述べ、また、本件各取引については原告の取引ではなく、B又は乙(A)の取引である旨述べた(乙7)。

## 2 争点1(本件売上金の帰属)について

法人税法11条は、資産又は事業から生ずる収益の法律上帰属するとみられる者が単なる名義人であって、その収益を享受せず、その者以外の法人がその収益を享受する場合には、その収益は、これを享受する法人に帰属するものとして、法人税法の規定を適用する旨定める(実質所得者課税の原則)。そこで、本件各取引について、この点を検討する。

### (1) D取引について

ア 原告は、D取引は、Bによるものである旨主張する。そして、乙26、27、28、29の1・2、同32及び弁論の全趣旨によれば、D取引については、Bあての取引証明書が作成され、Dが平成13年5月以降Bあての計算書を作成するようになったこと及びB名義の判取帳にもD取引に係る記載があることが認められる。

イ(ア) 他方、前記認定事実によれば、Bは、①平成13年5月1日から休業する旨の法人税・消費税の異動(変更)届出書を提出して以降、事業を再開した旨の届出はしていないこと、②平成13年5月1日から平成23年4月30日までの各事業年度の法人税について、期限内に確定申告を行わなかったか、所得金額を0円とした確定申告を行ったこと、③本件各事業年度において、Bの事業目的としてD取引の内容である鉄屑等の売却が登記されていなかったこと、④修正申告等の際の添付書類は、平成24年の修正申告等の際に作成されたものであり、本件各事業年度当時、総勘定元帳や決算報告書等は作成されていなかったことが認められる。また、前記認定事実によれば、⑤乙及び丙が、本件調査又はBに対する税務調査において、Bが平成10年頃から休業状態にあり、従業員もいない旨説明したことがあったこと、⑥D取引に係る商品は原告ヤードに保管されていたこと、⑦D取引に係る代金は原告の本店事務所又は乙の指定した場所で、乙やその家族又は原告の従業員に支払われていたこと及び⑦D取引に際して原告の倉庫や車両、従業員が使用されていたことが認められる。これらの事情によれば、本件各事業年度において、Bは事業を行っておらず、休業状態にあり、D取引に実質的に携わっておらず、単なる名義人であって、D取引の収益を享受していなかったと考えられる。

(イ) これに対し、原告は、D取引の売上金を含むBの現金を原告の本店事務所内のB専用の机の引出しで管理していた旨主張し、甲80にはこれに沿う部分がある。しかし、甲80の同部分を裏付ける的確な証拠はないのみならず、原告の上記主張からも、Bが休業状態にあり、独自の事業活動を行っていなかったことがうかがわれるので、原告の上記主張は前記認定を左右するに足りない。

(ウ) また、原告は、本件各取引に係る商品を、原告ヤード内に存在したB又は乙(A)のヤードにそれぞれ区別して保管していた旨主張し、甲80の他、平成28年1月6日に撮影された原告ヤード内の写真(甲20)にはこれに沿う部分がある。

しかし、乙47の12によれば、原告ヤードの外看板には、本件調査が開始された平成24年1月時点では「A」としか記載されていなかったことが認められる。また、甲20の写真⑰及び⑱によれば、「乙」及び「Bヤード」と記載されたプレートは、同⑰に写っている「雑品、雑線、下銅、A」のプレートと汚れの具合が異なることが

認められる。これらの事情によれば、上記プレート及び外看板は、本件各事業年度後に設置された疑いを払拭できないので、甲20及び80から直ちに原告の上記主張を採用することはできない。そして、他に、原告ヤード内に、B及び乙(A)のヤードが、原告のヤードと区別して存在したことを示す的確な証拠はない。したがって、原告の上記主張は採用できない。

ウ そして、前記認定事実によれば、①Dは、少なくとも平成12年1月7日から平成13年4月26日までの間、原告との間で取引を行っており、平成13年頃にBあての計算書等を作成するようになる前から現在まで、その取引の方法及び取扱商品が変わっていないこと、②D取引に係る商品が原告ヤードに保管され、原告所有のトラック等により搬送され、その代金は原告の本店事務所又は乙の指定した場所で、乙やその家族又は原告の従業員に支払われていたことが認められる。

さらに、前記のとおり、原告のインターネット・ホームページには、Dが原告の主要取引である旨記載されていることが認められる（これに対し、甲80には、同記載は営業目的で多数の取引先があることを対外的に示すためであり、また、Dと取引があったことは真実なので記載したままであるとする部分があるが、これは、D取引が原告との取引とは別に、Bとの間で行われたとする原告の主張と相容れないので、採用できない。）。

これらの事情によれば、D取引による収益を享受していたのは原告であるというべきであり、これを覆すに足りる証拠はない。

エ したがって、D取引による収益は、原告に帰属するものとして課税されるべきものであるということが出来る。

## (2) E取引について

ア 原告は、E取引は乙(A)によるものである旨主張する。そして、甲80にはこれに沿う部分がある他、前記認定事実のとおり、Eの平成20年1月22日から平成22年7月28日までの仕入帳にはAという名称の相手を支払先とする旨の記載があること、Eが交付した計量証明書はAという名称の相手にあてて作成されていること及びE取引の代金は乙名義口座に入金されていたことが認められる。

イ 他方、前記認定事実によれば、①乙は、平成18年分の所得税の確定申告において、丁(A)の在庫の売却収入を事業収入ではなく雑所得として処理したこと、②乙は、本件各事業年度に対応する時期の所得税の各確定申告において、事業所得については0円である旨申告していること、③原告のインターネット・ホームページ上では、平成13年に原告と丁(A)又は乙(A)が合併した旨記載されていることが認められる。これらの事情によれば、本件各事業年度当時、乙は、Aの屋号で実質的な事業活動を行っておらず、廃業又は休業の状態にあったと認められ、乙(A)は、E取引について、単なる名義人であって、同取引の収益を享受していなかったと考えられる。

ウ そして、前記認定事実によれば、①E取引に係る商品は原告ヤードに搬入され、原告の従業員が大まかな種類ごとに分類を行った上で、原告所有のトラックでEに搬送されていたこと、②Eが原告あての仕切書を作成し、原告に交付していたこと、③Aという名称の相手をあて先とする計量証明書(乙12)は、原告を指すものと解することもできること(乙4(別添1)及び乙11参照)からすると、D取引による収益を享受していたのは原告であるというべきである。

エ これに対し、原告は、E取引に係る売上金の入金及びE等取引に係る商品の仕入取引に対する支払は、乙名義口座又はそこから引き出した現金により行われており、その管理は乙が行っていた旨主張する。

しかし、I銀行口座の明細（甲34、66）によれば、I銀行口座への入金には、Cの売上と考えられる自動販売機に関する入金があり、I銀行口座では必ずしも乙個人の預金だけが管理されていたとはいえない。また、I銀行口座からの出金は、水道光熱費等の少額の引落しのほかは、100万円から4800万円までの多額の引出しのみが存在しているところ、本件各仕入取引の支払の時期及び金額と上記引出しとの間に対応関係があったことや、乙名義口座から引き出された現金の管理状況や用途に関する原告の上記主張を認めるに足りる的確な証拠もない。このことに加え、本件各事業年度において、乙が原告の代表取締役であったことに照らすと、E取引の代金が乙名義口座に入金されたことは、上記認定を覆すに足りない。

また、甲80のうち上記部分は、これを裏付ける的確な証拠がないので、採用できない。そして、ほかに上記認定を覆すに足りる証拠はない。

オ したがって、E取引による収益は、原告に帰属するものとして課税されるべきものであるということが出来る。

### (3) F取引について

ア 原告は、F取引は、乙(A)によるものである旨主張する。そして、甲80にはこれに沿う部分がある他、Fが作成した仕切書の中には、乙個人あてのものがある（乙4（別添1）、13（10丁、14丁）。なお、乙4（別添1）と乙13（10丁）は同じものである。）。)

イ 他方、前記認定事実及び弁論の全趣旨によれば、F取引のその余の部分について、原告名義の計量伝票が作成され、Fに交付され、Fも原告あての仕切書を作成し、交付していたことが認められる。これらの事情によれば、F取引は、原告を取引主体とするものであると考えるのが自然である。

そして、前記認定のとおり、本件各事業年度当時、乙はAの屋号で実質的な事業活動を行っておらず、廃業又は休業の状態にあったことや、乙が本件各事業年度において原告の代表者であったことに鑑みると、上記乙個人あての仕切書が交付されたことは、前記認定を覆すに足りない。

これに対し、原告は、原告名義の計量伝票は、乙が手控えとして作成したメモであり、交付を予定していたものではない旨主張するが、このような計量伝票が現実に交付されている以上、採用できない。

また、甲80のうち上記部分は、これを裏付ける的確な証拠がないので、採用できない。

ウ 以上によれば、F取引は、原告を主体とする取引であるというべきであり、これを覆すに足りる証拠はない。そうすると、F取引による収益は、原告に帰属するものとして課税されるべきものであるということが出来る。

### (4) G取引について

ア 原告は、G取引は、乙(A)によるものである旨主張し、甲80にはこれに沿う部分がある。

イ 他方、前記認定事実によれば、G取引においては、原告名義の計量伝票が作成され、原

告あての計量証明書及び仕切書が作成、交付されており、これに係る商品は原告ヤードで保管され、原告所有のトラックによりGのヤードに搬入されていたことが認められる。

これに対し、原告は、Gの代表者は原告と乙（A）の区別を意識して仕切書及び計量証明書を発行したわけではない旨主張するが、これを認めるに足りる的確な証拠はない。

このことに加え、前記のとおり、本件各事業年度当時、乙はAの屋号で、実質的な事業活動を行っておらず、廃業又は休業の状態にあったと認められることからすれば、G取引は原告によるものであると認められる。甲80のうち上記部分は、これを裏付ける的確な証拠がないので、採用できない。

ウ 以上によれば、G取引は、原告を主体とする取引であるというべきであり、これを覆すに足りる証拠はない。そうすると、G取引による収益は、原告に帰属するものとして課税されるべきものであるといえることができる。

#### (5) H取引について

ア 原告は、H取引は、乙（A）によるものである旨主張し、甲80にはこれに沿う部分がある他、前記認定事実のとおり、H取引の代金は、乙名義のI銀行口座に入金されたことが認められる。

イ しかし、甲80を裏付ける的確な証拠はない。かえって、前記のとおり、Hは、H取引の前後において、原告と継続的に取引をしてきており、H取引についても原告との取引であるとして仕入帳を作成していたこと及び本件各事業年度当時、乙はAの屋号で実質的な事業活動を行っておらず、廃業又は休業の状態にあったと認められることによれば、H取引は原告によるものであると認められる。

そして、I銀行口座への入金に関する前記（2）ウの説示に鑑みると、H取引の代金が同口座に振り込まれたことは、前記認定を覆すに足りない。

ウ 以上によれば、H取引は、原告を主体とする取引であるというべきであり、これを覆すに足りる証拠はない。そうすると、H取引による収益は、原告に帰属するものとして課税されるべきものであるといえることができる。

#### (6) 原告のその他の主張について

ア 原告は、本件各取引について、原告で取り扱っていない商品や扱うことのできない取引について、B又は乙（A）の取引としていた旨主張し、甲80にはこれに沿う部分がある。

しかし、甲80の上記部分を裏付ける的確な証拠はない。かえって、前記のとおり、本件各事業年度において、Bが休業又は廃業の状態にあり、乙もAの屋号で実質的な事業活動を行っていなかったことに鑑みると、原告の主張を前提としても、B及び乙（A）は、単なる名義人であって、本件各取引による収益を享受せず、原告がその収益を享受していたと考えることができるので、原告の上記主張は前記認定説示を左右するものではない。

イ D、F及びGの各代表取締役等が作成した確認書（甲21、24及び26）には、C又は乙（A）が、本件各取引を行っていた旨の記載がある。

しかし、本件各取引の主体が誰であるか、また、その収益を誰が享受したかは、取引の当事者や取引内容等の客観的な態様から判断されるべきであり、取引先の事後的な説明から直ちに判断されるものではない。

また、上記確認書の文面及び体裁からすると、これらの確認書の内容は、原告又はその関係者が準備したものと考えられるので、その信用性が高いということとはできない。かえ

って、Dの代表取締役の確認書（甲21）は、同人の本件調査担当者に対する供述（乙1）に反するものであり、F及びGの各代表取締役の確認書（甲24及び26）は、F及びGが原告あての仕切書等を作成交付していたこと（上記（3）及び（4））と齟齬する内容となっているので、いずれも採用することはできない。

(7) 以上によれば、本件各取引による収益は、原告に帰属するものとして課税されるべきものであるといえることができる。

### 3 争点2（平成21年8月期の所得金額）について

被告は、Dが平成21年3月2日、原告に対し検品代3万円を支払っており、これが算入された額が原告の平成21年8月期の所得になる旨主張する。

そこで検討するに、Dの買掛台帳（乙48）には、Dが、原告に対し、平成21年3月2日、手数料（検品代）として3万円を支払った旨の記載がある。このことからすると、原告は、D取引に対し、同額の売上げがあったと考えられる。

これに対し、原告の総勘定元帳（乙49）によれば、同日が含まれる事業年度である平成21年8月期の原告の申告売上には、上記売上げは含まれていないことが認められ、また、本件全証拠によっても、同支払に係る仕切書が作成された形跡はうかがわれない。

しかし、上記支払の名目が手数料（検品代）であり、商品の売買に係る代金ではないことからすると、そもそもこのような取引があっても、それに係る仕切書が作成されないことも想定できる。また、前記認定事実及び弁論の全趣旨によれば、原告は、Dとの取引に係る伝票類をすべて保管していたわけではなく、それら取引をすべて帳簿類に記載していたわけでもないことが認められるので、上記手数料に関する資料が原告の手元に残っていないとしても、そのことから直ちに、Dの業務上作成された買掛台帳の信用性は否定されない。

そして、他に上記認定説示を覆すに足りる証拠はないので、上記検品代3万円は、平成21年8月期における原告の収益に含まれるというべきである。

### 4 争点3（損金に算入すべき売上原価の有無及びその額）について

原告は、本件売上金に対応する本件売上原価額を原告の損益に算入すべきである旨主張するので検討する。

(1) 課税処分 of 適法性については課税庁が主張立証責任を負うと解されるところ、法人税法21条が、内国法人に対して課する各事業年度の所得に対する法人税の課税標準は、各事業年度の所得の金額とする旨定めていることからすると、法人税の納税者が課税標準を争う場合、課税庁は、当該所得金額について主張立証責任を負うと解される。

そして、法人税法22条1項が、内国法人の各事業年度の所得の金額は、当該事業年度の益金の額から当該事業年度の損金の額を控除した金額とする旨定め、同条3項が、内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上当該事業年度の損金の額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、①当該事業年度の収益に係る売上原価、完成工事原価その他これらに準ずる原価の額（同項1号）、②前号に掲げるもののほか、当該事業年度の販売費、一般管理費その他の費用（償却費以外の費用で当該事業年度終了の日までに債務の確定しないものを除く。）の額（同項2号）及び③当該事業年度の損失の額で資本等取引以外の取引に係るもの（同項3号）とする旨定めていることからすると、課税庁は、各事業年度の所得金額を立証するに当たり、各事業年度の益金の額のみならず、損金の額についても主張立証責任を負うと解される。

もともと、法人税法は申告納税制度を採用し、同法74条1項に、内国法人は、各事業年度終了の日の翌日から2か月以内に、税務署長に対し、確定した決算に基づき当該事業年度の課税標準である所得の金額等所定の事項を記載した申告書を提出しなければならない旨定め、同条3項において、当該申告書には、当該事業年度の貸借対照表、損益計算書等の書類を添付しなければならない旨定めている。

そして、①このような添付書類は、納税者が帳簿書類を備え付け、それに適切に収入及び支出を記帳して作成することが想定されていること（なお、法人税法22条4項が、同条3項各号に掲げる額は、一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従って計算されるものとする旨定めていることはこれに沿うものということができる。）、②殊に、前記のとおり、原告は本件青色申告承認取消処分を受けるまでは青色申告の承認を受けていたところ、青色申告の承認を受けている内国法人は、所定の帳簿書類を備え付けてこれにその取引を記録し、かつ、当該帳簿書類を保存しなければならないこと（法人税法126条1項）、③内国法人が納付すべき法人税額は納税申告を行うことによって確定すると解され、課税庁の更正等によって課税がされるのは、申告がない場合又は申告が不相当と認められる場合に限られること、④課税庁が、申告書、その添付書類又は帳簿書類に記載されていない損金の存在を把握することは困難であると考えられること等の事情に鑑みると、損金である売上原価の存否及びその額については、主張立証責任を負う課税庁が一定額の売上原価の存在を明らかにし、これが当該事業年度における売上げとの間に合理的対応関係を有すると認められる程度の立証を行った場合には、納税者が、その金額を超える売上原価の存在及び額を明らかにし、さらに当該売上原価が当該事業年度における収益と対応することを合理的に推認させるに足りる程度の反証を行わない限り、当該納税者の当該事業年度における売上原価の額は課税庁が主張立証した額であり、かつ、それを超える額の売上原価は存在しないと推定されるというべきである。

(2) これを本件について検討する。

ア 前記事実、甲1、3、5、7、9、11、13、18、35、乙29の1及び弁論の全趣旨によれば、本件裁決においては、原告から提出された本件各取引に係る資料を検討して、以下のとおり、本件各取引の売上げに係る売上原価が存在すると認定されたことが認められる。そして、これら認定された売上原価は、原告が提出した資料から、日時、取引先、本件各取引のうち対応する取引が概ね明らかであるのみならず、その金額が明らかであることからすると、これらの売上原価は、当該事業年度における売上げとの間に合理的対応関係を有すると考えることができる。

(ア) 平成17年8月期（甲1）

- a 申告売上原価額 2億8480万9495円
- b 本件裁決で認定された売上計上漏れ（本件売上金。以下同じ。）に係る売上原価額 0円

(イ) 平成18年8月期（甲3）

- a 申告売上原価額 3億2434万0961円
- b 本件裁決で認定された売上計上漏れに係る売上原価額 0円

(ウ) 平成19年8月期（甲5）

- a 申告売上原価額 3億4720万9383円

- b 本件裁決で認定された売上計上漏れに係る売上原価額  
60万円（平成19年1月25日戊との取引。甲35）
- (エ) 平成20年8月期（甲7）
  - a 申告売上原価額 5億0173万8385円
  - b 本件裁決で認定された売上計上漏れに係る売上原価額  
10万5000円（平成20年3月3日Sとの取引。甲35）
- (オ) 平成21年8月期（甲9）
  - a 申告売上原価額 2億0889万7333円
  - b 本件裁決で認定された売上計上漏れに係る売上原価額 0円
- (カ) 平成22年8月期（甲11）
  - a 申告売上原価額 2億2949万0038円
  - b 本件裁決で認定された売上計上漏れに係る売上原価額  
60万円（平成21年11月17日T株式会社九州支店との取引。乙29の1）
- (キ) 平成23年8月期（甲13）
  - a 申告売上原価額 1億8395万6702円
  - b 本件裁決で認定された売上計上漏れに係る売上原価額  
39万円（平成23年3月18日有限会社Uとの取引の合計額。乙29の1）
- イ そして、申告売上金額及び本件更正処分等により認定された売上金額並びに後者を前者と比較したときの増加率が、下記（ア）のとおり、2%ないし11%にとどまり、本件更正処分等によって新たに認定された本件各取引に係る売上額が高額でないと考えられること、原告の申告売上原価率と本件更正処分等で認定された売上金額に係る原価率（以下「本件更正処分等認定売上原価率」という。）を比較すると、下記（イ）のとおり、その差は概ね1ないし6%程度であることからすると、本件各取引について、他に売上原価があったとしても、それが、申告売上原価額に含まれている可能性を否定できない。  
そうすると、前記アをもって、被告は、具体的な証拠に基づいて一定額の売上原価の存在を明らかにし、これが当該事業年度における売上げとの間に合理的対応関係を有すると認められる程度の立証を行ったといえることができる。
- (ア) 申告売上額及び本件裁決によって認定された売上金額、本件更正処分等によって認定された売上金額の増加率は、以下のとおりである。
  - a 平成17年8月期  
申告売上金額 4億7261万5358円（甲1）  
本件更正処分等認定売上金額 4億9606万8747円  
増加率 104.96%（小数点3桁以下切り捨て。以下同じ）
  - b 平成18年8月期  
申告売上金額 5億3594万1808円（甲3）  
本件更正処分等認定売上金額 5億6021万4863円  
増加率 104.52%
  - c 平成19年8月期  
申告売上金額 5億4868万6356円（甲5）  
本件更正処分等認定売上金額 6億0492万3347円

増加率 110.25%

d 平成20年8月期

申告売上金額 7億4925万7038円(甲7)

本件更正処分等認定売上金額 8億2591万5596円

増加率 110.23%

e 平成21年8月期

申告売上金額 3億8453万8538円(甲9)

本件更正処分等認定売上金額 3億9885万1088円

増加率 103.72%

f 平成22年8月期

申告売上金額 4億2395万1825円(甲11)

本件更正処分等認定売上金額 4億4135万2838円

増加率 104.10%

g 平成23年8月期

申告売上金額 3億5456万7835円(甲13)

本件更正処分等認定売上金額 3億6305万6239円

増加率 102.39%

(イ) 原告の申告売上原価率と本件更正処分等認定売上原価率は、以下のとおりである。

a 平成17年8月期

申告売上原価率 60.26%

本件更正処分等認定売上原価率 57.41%

b 平成18年8月期

申告売上原価率 60.51%

本件更正処分等認定売上原価率 57.89%

c 平成19年8月期

申告売上原価率 63.28%

本件更正処分等認定売上原価率 57.49%

d 平成20年8月期

申告売上原価率 66.96%

本件更正処分等認定売上原価率 60.76%

e 平成21年8月期

申告売上原価率 54.32%

本件更正処分等認定売上原価率 52.37%

f 平成22年8月期

申告売上原価率 54.13%

本件更正処分等認定売上原価率 52.13%

g 平成23年8月期

申告売上原価率 51.88%

本件更正処分等認定売上原価率 50.77%

ウ そこで、本件売上原価の存在及び額並びにそれが当該事業年度における収益と対応する

ことを合理的に推認することができるかどうかについて検討する。

(ア) D取引に係る商品の売上原価について

D取引に係る商品の仕入取引に関する資料として、①本件スクラップノート（乙2）、②B名義の判取帳（乙28）、③本件ノート（乙30）、④原告又はB名義で作成された検量書及び計量伝票（甲35、36）、⑤本件各仕入取引先名義の確認書（甲37（枝番含む。以下同じ。）、⑥本件各仕入取引先の紹介者名義の確認書（甲45ないし50）、⑦本件対比表（乙33）があるので、個別に検討する。

a 本件スクラップノート（乙2）について

原告は、本件スクラップノートは、原告所有車両の配車が必要な場合や取引先が商品を引き取りに来る際の備忘録として使用するものであり、これには原告所有車両が原告の取引のために使用された場合と、本件各取引のために使用された場合とに分けて記載されていた旨主張し、平成22年2月18日から同年7月29日までのスクラップノート（乙44）にはこれに沿う記載がある。

しかし、本件スクラップノートには、日時、取引先と思われる者の名称、商品の引取り現場、取引先担当者等の記載があるものの、当該各取引における商品の内容については記載がないか、「ステン」、「スクラップ引取り」、「ゴミ」程度の記載しかなく、金額や取引重量についての記載はない。このことからすると、本件スクラップノートに記載されている取引の具体的な内容が明らかとはいえないので、これらの取引がD取引に係る商品の仕入取引であると認めることはできない。

したがって、本件スクラップノートから、D取引に係る商品の仕入取引の存在を認定することはできない。

b B名義の判取帳（乙28）について

乙28によれば、B名義の判取帳には取引先の名称又は氏名等と思われる記載及び金額の記載があるが、取引先の名称又は氏名等と思われる記載については名字しか記載されていないものが複数あり、また、当該取引に係る商品については記載がないことが認められる。また、前記認定事実及び弁論の全趣旨によれば、原告は、本件調査担当者に対し、同判取帳記載の各取引先の正確な名称又は氏名等や住所を明らかにせず、同判取帳に記載された取引先のうちD取引に係る商品の仕入取引先であると考えられる有限会社Pに対する反面調査において、取引の存在を確認することができなかったことが認められる。

これらの事情に照らすと、同判取帳に記載によって、当該取引が実在し、それがD取引に係る商品の仕入取引であると直ちに認めることはできない。

c 本件各仕入取引先名義の確認書（甲37）について

甲37によれば、上記確認書（取引の主体についてはBと記載されている。）の中には、B名義の判取帳に記載のある取引先の会社名や氏の一部と会社名や氏が一致しているものもあるが、いずれも取引時期や取引商品について概括的な記載がされているにすぎず、代金額や取引数量については記載がされていないことが認められるので、同確認書の記載によって上記判取帳の記載を裏付けることはできず、前記認定説示を覆すに足りない。

d 原告又はB名義で作成された検量書及び計量伝票（甲35、36）について

乙7（6頁）によれば、乙は、平成24年3月8日、本件調査担当者に対し、D取引に係る商品の仕入取引について、仕入取引先から連絡があると現場に出向き、仕入取引先との間で大まかな数量を見積り、同数量に相場単価を乗じて仕入金額を算出し、代金を現金で支払っていた旨説明していることが認められる。このことからすると、D取引においては、原告が商品を計量し、相手方に対し、検量書又は計量伝票を交付する必要があったとは考え難いので、これらの検量書及び計量伝票によって、直ちにD取引に係る仕入取引の存在及びその金額を認めることはできない（なお、検量書（甲35）のうち1頁上2枚については、本件更正処分等により売上原価として認定されているものであり、同1頁下2枚、各計量伝票及び甲36については、当該取引に係る関係者の確認書等の提出がなく、取引の存在自体が確認できない。）。

e 本件ノート（乙30）について

前記認定事実、甲80、乙30及び弁論の全趣旨によれば、本件ノートは、D取引に関する売上げ及び仕入れについて、本件調査開始後、丙がD計算書を参照しながら作成したものであること、本件ノートには、D計算書の取引の一部及びD追加計算書の取引が含まれていないこと、他方、乙30及び弁論の全趣旨によれば、本件ノートには、その根拠となる資料が明らかでない取引（平成19年12月5日のNとの取引、平成20年6月3日のOとの取引）に関する記載があることが認められることに照らすと、本件ノートから直ちにD取引に係る商品の仕入取引の存在及びその額を認めることはできない。

f 本件各仕入取引先の紹介者名義の確認書（甲45ないし50）について

原告は、第三者から紹介された取引先との間で本件仕入取引をした旨主張し、甲45ないし50には、各紹介者がB又は乙（A）に本件各仕入取引先を紹介した旨の記載がある。

しかし、上記各確認書は、各紹介者が本件各仕取引先を紹介したということを確認する旨が記載されているにとどまるので、これらの確認書から、直ちに、本件各事業年度において、本件各仕入取引先と原告との間での取引の存在及びその額を認めることはできない。また、甲72には、上記各確認書と原告の仕入れとの対応を整理した記載があるが、各紹介者が各取引先を紹介したことを裏付ける的確な証拠はないので、上記の認定説示を覆すに足りない。

g 本件対比表（乙33）について

原告は、平成20年9月から平成21年8月までの売上げと仕入れの総重量を集計した本件対比表によれば、売上重量が仕入重量を上回っていることから、本件売上原価額が存在するということができる旨主張する。

しかし、本件対比表は、その売上先に本件各取引先の記載がなく、また、本件全証拠によっても、本件対比表の記載内容を基礎付ける的確な資料は見出せないので、本件対比表から直ちに、本件売上原価額の存在及びその額を認めることはできない。

h まとめ

以上によれば、上記各資料から、D取引に係る商品の仕入取引の存在及びその額を認定することはできない。

(イ) E等取引に係る商品の仕入取引について

E等取引に係る商品の仕入取引に関する資料としては、①本件スクラップノート（乙2）、②原告名義の判取帳（乙29の1・2）、③K及びLあての計量伝票（甲31、32）、④乙名義口座の明細書（甲33、34、66）、⑤本件各仕入取引先名義の確認書（甲38、39（各枝番含む。以下同じ。）、⑥本件各仕入取引先の紹介者名義の確認書（甲45ないし50）及び⑦本件対比表（乙33）があるので、個別に検討する。

a 本件スクラップノート（乙2）について

前記（ア）aのとおり、本件スクラップノートから、本件各仕入取引の存在及びその額を直ちに認めることはできない。

b 原告名義の判取帳（乙29の1・2）について

原告は、原告名義の判取帳には、原告の仕入取引のみならず、乙（A）の仕入取引についても記載されていた旨主張し、甲80にはこれに沿う部分がある。

しかし、前記認定事実によれば、原告名義の判取帳は、取引先と思われる者の名称又は氏名等については記載があるものの、平成20年頃以降は、それに対応する取引額の記載がないものが大半を占めるようになっている。このことからすると、原告名義の判取帳から、E等取引に係る商品の仕入取引の存在及びその額を認めることは困難である。

これに対し、甲80には、本件各取引は、原告の取扱商品とは異なるいわゆる訳あり商品を扱っていたことから、経理資料は貧弱であるが、長い期間にわたり、多くの人の字が残されていることからすると、本件各仕入取引があったといえる旨の記載がある。しかし、本件各取引がいわゆる訳あり商品を扱うものであったことを裏付ける的確な証拠はないのみならず、上記のとおり、原告名義の判取帳の記載は、取引額の記載がないものが大半を占めることからすると、これらの記載に異なる筆跡によるものがあつたとしても、これらの記載から、E等取引に係る商品の仕入取引の額を認めることは困難であるので、上記認定説示を覆すに足りない。

また、原告名義の判取帳に記載された取引先のうちE等取引に係る商品の仕入取引先だと考えられるQ株式会社の代表者は、Aを名称とする相手との取引があつた旨記載した確認書（甲39の8）に記名押印しているが、上記確認書には、具体的な取引の日時や金額についての記載はないから、同確認書から直ちに、申告売上原価額に含まれていない売上原価があつたと認めることはできない。

これらの事情に照らすと、原告名義の判取帳により、E等取引に係る商品の仕入取引の存在及びその額を認定することはできない。

c K及びLあての計量伝票（甲31、32）について

原告は、Cが処分したパチンコ店の廃材は、乙を通じて売却され、乙が売却代金額をCに対する貸金債権と相殺したことから、当該取引が原告によるものであつたと認定されたとしても、原告がCに支払うべき売買代金債務はE及びFに対する廃材の売却額と同額となり、同金額の売上原価が存在する旨主張し、甲31、32の他、甲71にはこれに沿う記載がある。

しかし、本件全証拠に照らしても、乙がCの代表者であることを考慮してもなお、乙（A）がCから第三者に対する売却代金額と同額で廃材を仕入れなければならない合理的な理由や、Cが現実の収入が生じない取引に応じなければならない合理的な理

由を想定し難いので、上記書証によって原告の上記主張を認めることはできず、他にこれを認めるに足りる証拠はない。

d 乙名義口座の明細書（甲 33、34、66）について

原告は、E等取引に係る代金は乙名義口座に振り込む方法で支払われ、E等取引に係る商品の仕入取引の代金は、乙名義口座から引き出した現金から支払っていたから、乙名義口座の入出金の額を比較することで、E等取引に係る商品の仕入取引の額（売上原価額）を算定することができる旨主張する。

しかし、前記認定事実のとおり、光熱費等の少額の引落しを除いた乙名義口座からの出金は、100万円から4800万円までの範囲内でまとめて引き出されたものであるところ、引き出された現金の管理状況に関する資料や現金出納帳が作成されていないので、同口座の入出金額等から直ちに、当該出金がE等取引に係る商品の仕入取引の代金の支払に充てられたことやその時期が明らかになるということとはできない。

したがって、乙名義口座の入出金額等を比較することにより、E等取引に係る商品の仕入取引の存在及びその額を認めることはできない。

e 本件各仕入取引先名義の確認書（甲 38、39）について

本件各仕入取引先名義の確認書（ただし、甲 38は、取引の主体について乙（A）と記載されている。）は、名称又は氏名等の一部が原告名義の判取帳の記載と一致しているものの、上記確認書には、原告と取引をしたことがあることやその大まかな時期及び商品について記載しているにすぎず、その取引の具体的な時期や金額については明らかでないので、これらの記載から、吉中産業等取引に係る商品の仕入取引の存在及びその額を認めることはできない。

f 本件各仕入取引先の紹介者名義の確認書（甲 45ないし50）

前記（ア）fのとおり、甲 45ないし50から、本件各仕入取引の存在及びその額を直ちに認めることができない。

g 本件対比表（乙 33）について

前記（ア）gのとおり、本件対比表から、本件各仕入取引の存在及びその額を直ちに認めることはできない。

h まとめ

以上によれば、上記各資料から、E等取引に係る商品の仕入取引の存在及び額を認定することはできない。

エ 売上原価の推計について

（ア）原告は、申告売上原価率を本件各取引における原価率を算定することにより、本件売上原価額を推計できる旨主張する。

（イ）前記（1）のとおり、損金である売上原価の存否及びその額については、主張立証責任を負う課税庁が一定額の売上原価の存在を明らかにし、これが当該事業年度における売上げとの間に合理的対応関係を有すると認められる程度の立証を行った場合には、納税者が、その金額を超える売上原価の存在及び額を明らかにし、さらに当該売上原価が当該事業年度における収益と対応することを合理的に推認させるに足りる程度の反証を行わない限り、当該納税者の当該事業年度の売上原価の額は課税庁が主張立証した額であり、かつ、それを超える額の売上原価は存在しないと推定されるというべきである。

そして、法人税法74条3項が、納税申告書には、当該事業年度の貸借対照表、損益計算書等の書類を添付しなければならない旨定めていることから、上記納税者の反証に必要な直接資料が存在しないことは一般に想定されていないと考えられるものの、上記納税者の反証が、理論上、直接的な資料に基づくものに限られ、間接的な資料によることがおよそ許されないとまで解することはできない。

(ウ) しかし、上記法人税法74条3項の規定内容に照らすと、本件更正処分等のような実額に基づく処分に対し、原価率に基づく推認が反証として相当とされるべき合理的な理由は容易に想定し難い。

また、原告の主張によれば、本件各仕入取引に係る商品は、正常な流通経路において取引される商品とは異なるものであり、本件各仕入取引の額（売上原価額）は、通常よりも相当低くなると考えられるから、申告売上原価率に基づいて、本件売上原価額を推認することは相当でない。

甲69には、D取引における売上げとそれに対応する仕入取引及びその額（売上原価）を整理し、平均原価、原価率及びこれに基づく推定売上原価額を計算した結果が記載されている。しかし、同書証に記載された対応関係が認められる売上げと売上原価は、同書証に記載されたD取引の一部にとどまるのみならず、売上数量が仕入数量より大きいもの等数量が一致しないものが含まれており、かつ、前記（2）イのとおり、本件売上原価額が申告売上原価額に含まれている可能性が払拭できないので、甲69から直ちに、上記反証があったとまでいうことはできない。

甲70には、E等取引の売上げとそれに対応する仕入取引及びその額（売上原価）を整理した記載があるが、このうち、原告（C）が経営していたパチンコ店（K及びL）の廃材に係る取引については、前記ウ（イ）cのとおり、原告が主張する売上原価額の存在を認めることはできない。また、その余の取引については、売上げと仕入れの対応関係を裏付ける的確な証拠がなく、前記イのとおり、本件売上原価額が申告売上原価額に含まれている可能性が払拭できないので、甲70から直ちに、上記反証があったとまでいうことはできない。

甲52及び73には、原告の申告売上金額と申告売上原価額を整理し、総勘定元帳に記載された売上原価額が補助簿に記載された売上原価額に一致する旨の記載があるが、同整理においても、取引相手が記載されていない取引、「その他」と記載された取引、補助簿誤謬の控除、不明分等の記載があることに鑑みると、甲52及び73から直ちに、上記反証があったとまでいうことはできない。

(エ) 以上によれば、上記書証によっても、上記反証があったということとはできない。

オ まとめ

以上によれば、被告は、具体的な証拠に基づいて一定額の売上原価の存在を明らかにし、これが当該事業年度における売上げとの間に合理的対応関係を有すると認められる程度の立証を行っているということが出来るが、原告は、被告が主張する売上原価額を超える売上原価額（本件売上原価額）の存在及び額を明らかにし、さらに当該売上原価額が本件各事業年度における収益と対応することを合理的に推認させるに足りる程度の反証を行ったとはいえないから、本件売上原価額は存在しないと推定され、これを覆すに足りる証拠はないというべきである。

4 争点4（重加算税賦課の適法性（原告が本件確定申告において、隠蔽、仮装を行ったといえるかどうか））について

(1) 国税通則法（以下「通則法」という。）68条1項及び2項によれば、重加算税は、①同法65条1項（過少申告加算税）の規定に該当する場合（修正申告書の提出が、その申告に係る国税についての調査があったことにより当該国税について更正があるべきことを予知してなされたものでない場合を除く。）において、納税者がその国税の課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装し、その隠蔽し、又は仮装したところに基づき納税申告書を提出していたとき（同法68条1項）、②同法66条1項（無申告加算税）の規定に該当する場合（同項ただし書き若しくは同条7項の規定の適用がある場合又は納税申告書の提出が、その申告に係る国税について更正又は決定があるべきことを予知してされたものでない場合を除く。）において、納税者がその国税の課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装し、その隠蔽し、又は仮装したところに基づき法定申告期限までに納税申告書を提出せず、又は法定申告期限内に納税申告書を提出していたとき（同法68条2項）に課される附帯税である。

そして、同条にいう事実の隠蔽とは、故意に事実を隠匿し、あるいは脱漏することをいい、事実の仮装とは、架空取引の申告や他人名義の利用を行い、あたかもそれが真実であるかのように装うなど、故意に事実を歪曲することをいうと解される。

(2) これを本件について見ると、前記のとおり、原告は、本件確定申告において、本件各取引にかかる売上げを収益として計上していなかった。

そこで、原告が、本件各事業年度において、事実を隠蔽し又は仮装して、本件確定申告を行った又は法定期限内に確定申告を行わなかったといえるかについて検討する。

ア 前記認定事実及び弁論の全趣旨によれば、原告は、本件各取引が原告と本件各取引先との間の取引であるにも関わらず、Bや乙（A）の名義を利用して取引を行っていたこと、原告が本件各仕入取引について、判取帳に正確な名称又は氏名等や金額を記載せず、その他の帳簿等を作成せず、取引先から交付された計算書等を保管していなかったこと、E等取引の代金について、原告名義の口座でなく乙名義口座に振り込ませていたこと、D取引について、Dの代表取締役に対し、B名義の書類作成を求めていたことが認められる。これらの事情によれば、原告は、本件各取引について、B又は乙（A）の名義を利用し、取引の存在を隠匿、脱漏させ、また、取引上の名義等について事実を歪曲しようとしたものであり、本件確定申告において、隠蔽又は仮装があったといえることができる。

また、前記認定事実によれば、原告の経理を担当しており、乙の妻でもある丙が、本件調査当初、Dとの取引は1回のみであり、また、E及びGは取引先ではない等の供述をしていたこと、本件各取引の主体や本件各取引先及び本件各仕入取引先に関する乙の供述が変遷し、本件調査担当者が仕入取引先の情報を開示するように求めても、仕入取引先の名称又は氏名等を明らかにしなかったこと、本件ノートの成立時期や内容に関する供述が変遷したこと等が認められ、これらの事情によれば、原告には、本件確定申告時における隠蔽及び仮装の故意があったと推認され、これを覆すに足りる証拠はない。

イ 以上によれば、原告は、課税所得又は税額の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠蔽又は仮装して、本件確定申告を行ったといえ、重加算税賦課の要件を充たすから、重加算税の賦課は適法である。

5 争点5（本件更正処分等の適法性）について

上記1ないし4で認定判断したとおり、本件売上金は、原告の収益として計上すべきであり、本件売上原価額については存在を認めることができず、さらに、重加算税賦課の要件を充たすということができない。

以上を前提として計算すると、原告の本件各事業年度における法人税の額は、別紙3「課税の根拠」記載のとおりとなり、その額は本件更正処分等の額と同額となるから、本件更正処分等は適法である。

第4 結論

以上によれば、原告の請求はいずれも理由がないから、これらを棄却することとして、主文のとおり判決する。

福岡地方裁判所第1民事部

裁判長裁判官 倉澤 守春

裁判官 山下 隼人

裁判官 工藤 明日香

## 本件各事業年度の法人税額等の計算

事業年度	確定申告 年月日	項目		確定申告額	更正処分等	異議決定	本件裁決		
平成 17年 8月期	平成 17年 10月 26日	申告所得（欠損）金額		①	△6,035,150	△6,035,150	△6,035,150	△6,035,150	
		加算	売上計上漏れ額		②		23,453,389	23,453,389	23,453,389
			所得金額（①+②）		③	△6,035,150	17,418,239	17,418,239	17,418,239
		課税所得金額に対する法人税額		④	0	4,585,400	4,585,400	4,585,400	4,585,400
		控除税額		⑤	0	0	0	0	0
		納付すべき法人税額 （⑤-⑥百円未満の端数切捨て）		⑥	0	4,585,400	4,585,400	4,585,400	4,585,400
		重加算税対象額 （1万円未満の端数切捨て）		⑦		4,580,000	4,580,000	4,580,000	4,580,000
		重加算税額（⑦×35%）		⑧		1,603,000	1,603,000	1,603,000	1,603,000
事業年度	確定申告 年月日	項目		確定申告額	更正処分等	異議決定	本件裁決		
平成 18年 8月期	平成 18年 10月 27日	申告所得（欠損）金額		①	1,150,475	1,150,475	1,150,475	1,150,475	
		加算	売上計上漏れ額		②		24,273,055	24,273,055	24,273,055
			欠損金の損金算入額の過大額		③		6,035,150	6,035,150	6,035,150
		減算	事業税の損金算入額		④		1,396,100	1,396,100	1,396,100
			所得金額（①+②+③-④）		⑤	1,150,475	30,062,580	30,062,580	30,062,580
		課税所得金額に対する法人税額		⑥	253,000	8,378,600	8,378,600	8,378,600	8,378,600
		控除税額		⑦	0	0	0	0	0
		納付すべき法人税額 （⑥-⑦百円未満の端数切捨て）		⑧	253,000	8,378,600	8,378,600	8,378,600	8,378,600
		重加算税対象額 （1万円未満の端数切捨て）		⑨		8,120,000	8,120,000	8,120,000	8,120,000
		重加算税額（⑨×35%）		⑩		2,842,000	2,842,000	2,842,000	2,842,000
事業年度	確定申告 年月日	項目		確定申告額	更正処分等	異議決定	本件裁決		
平成 19年 8月期	平成 19年 10月 29日	申告所得（欠損）金額		①	8,583,838	8,583,838	8,583,838	8,583,838	
		加算	売上計上漏れ額		②		56,459,591	56,459,591	56,236,991
			役員給与の損金不算入額		③		1,930,000	1,930,000	1,930,000
		減算	業務主宰役員給与の損金算入額		④		2,040,000	2,040,000	2,040,000
			本件裁決で認定された売上原価額		⑤				600,000
			事業税の損金算入額		⑥		2,552,400	2,552,400	2,552,400
		所得金額（①+②+③-④-⑤-⑥）		⑦	8,583,838	62,381,029	62,381,029	61,558,429	
		課税所得金額に対する法人税額		⑧	1,934,900	18,074,300	18,074,300	17,827,400	
		控除税額		⑨	0	0	0	0	
		納付すべき法人税額 （⑧-⑨百円未満の端数切捨て）		⑩	1,934,900	18,074,300	18,074,300	17,827,400	
		重加算税対象額 （1万円未満の端数切捨て）		⑪		16,130,000	16,130,000	15,890,000	
		重加算税額（⑪×35%）		⑫		5,645,500	5,645,500	5,561,500	

事業年度	確定申告 年月日	項目		確定申告額	更正処分等	異議決定	本件裁決		
平成20年8月期	平成20年10月31日	申告所得（欠損）金額		①	10,626,265	10,626,265	10,626,265	10,626,265	
		加算	売上計上漏れ額		②		76,658,558	76,658,558	76,658,558
			役員給与の損金不算入額		③		3,100,000	3,100,000	3,100,000
			業務主宰役員給与の損金不算入額		④		1,740,000	1,740,000	1,740,000
		減算	本件裁決で認定された売上原価額		⑤				105,000
			事業税の損金算入額		⑥		5,164,600	5,164,600	5,085,600
		所得金額（①+②+③+④-⑤-⑥）		⑦	10,626,265	86,960,223	86,960,223	86,934,223	
		課税所得金額に対する法人税額		⑧	2,547,800	25,448,000	25,448,000	25,440,200	
		控除税額		⑨	0	0	0	0	
		納付すべき法人税額 （⑧-⑨百円未満の端数切捨て）		⑩	2,547,800	25,448,000	25,448,000	25,440,200	
		重加算税対象額 （1万円未満の端数切捨て）		⑪		22,900,000	22,900,000	22,890,000	
		重加算税額（⑪×35%）		⑫		8,015,000	8,015,000	8,011,500	
事業年度	確定申告 年月日	項目		確定申告額	更正処分等	異議決定	本件裁決		
平成21年8月期	平成21年10月30日	申告所得（欠損）金額		①	3,883,780	3,883,780	3,883,780	3,883,780	
		加算	売上計上漏れ額		②		14,312,550	14,312,550	14,312,550
			役員給与の損金不算入額		③		600,000	600,000	600,000
			業務主宰役員給与の損金不算入額		④		2,300,000	2,300,000	2,300,000
		減算	事業税の損金算入額		⑤		7,328,100	7,328,100	7,325,600
			所得金額（①+②+③+④-⑤）		⑥	3,883,780	13,768,230	13,768,230	13,770,730
		課税所得金額に対する法人税額		⑦	698,900	3,170,400	3,170,400	3,171,000	
		控除税額		⑧	0	0	0	0	
		納付すべき法人税額 （⑦-⑧百円未満の端数切捨て）		⑨	698,900	3,170,400	3,170,400	3,171,000	
		重加算税対象額 （1万円未満の端数切捨て）		⑩		2,470,000	2,470,000	2,470,000	
		重加算税額（⑩×35%）		⑪		864,500	864,500	864,500	
事業年度	確定申告 年月日	項目		確定申告額	更正処分等	異議決定	本件裁決		
平成22年8月期	平成22年11月1日	申告所得（欠損）金額		①	△1,201,298	△1,201,298	△1,201,298	△1,201,298	
		加算	売上計上漏れ額		②		17,401,013	17,401,013	17,401,013
			役員給与の損金不算入額		③		3,900,000	3,900,000	3,900,000
		減算	本件裁決で認定された売上原価額		④				600,000
			事業税の損金算入額		⑤		851,600	851,600	851,600
		所得金額（①+②+③-④-⑤）		⑥	△1,201,298	19,248,115	19,248,115	18,648,115	
		課税所得金額に対する法人税額		⑦	0	4,814,400	4,814,400	4,634,400	
		控除税額		⑧	0	0	0	0	
		納付すべき法人税額 （⑦-⑧百円未満の端数切捨て）		⑨	0	4,814,400	4,814,400	4,634,400	
		過少申告加算税対象額 （1万円未満の端数切捨て）		⑩		330,000	330,000	330,000	
		重加算税対象額 （1万円未満の端数切捨て）		⑪		4,480,000	4,480,000	4,300,000	
		過少申告加算税額（⑩×10%）		⑫		33,000	33,000	33,000	
重加算税額（⑪×35%）		⑬		1,568,000	1,568,000	1,505,000			

事業年度	確定申告 年月日	項目		確定申告額	更正処分等	異議決定	本件裁決		
平成 23 年 8 月 期	平成 23 年 10 月 31 日	申告所得（欠損）金額		①	0	0	0	0	
		加算	売上計上漏れ額		②		8,488,404	8,488,404	8,488,404
			役員給与の損金不算入額		③		2,170,000	2,170,000	2,170,000
			欠損金の損金算入額の過大額		④		217,182	217,182	217,182
		減算	本件裁決で認定された売上原価額		⑤				390,000
			事業税の損金算入額		⑥		1,564,000	1,564,000	1,506,400
		所得金額（①+②+③+④-⑤-⑥）		⑦		0	9,311,586	9,311,586	8,979,186
		課税所得金額に対する法人税額		⑧		0	1,833,300	1,833,300	1,733,700
		控除税額		⑨		0	0	0	0
		納付すべき法人税額 （⑧-⑨百円未満の端数切捨て）		⑩		0	1,833,300	1,833,300	1,733,700
		過少申告加算税対象額 （1万円未満の端数切捨て）		⑪			140,000	140,000	150,000
		重加算税対象額 （1万円未満の端数切捨て）		⑫			1,680,000	1,680,000	1,570,000
		過少申告加算税額（⑪×10%）		⑬			14,000	14,000	15,000
		重加算税額（⑫×35%）		⑭			588,000	588,000	549,500



## 課税の根拠

本件各事業年度における課税の根拠は以下のとおりである。

なお、原告に係る事業税の所得割の課税標準及び標準税率は、平成20年10月1日前に開始した事業年度については、所得年400万円以下の金額に対し100分の5、年400万円を超え年800万円以下の金額に対し100分の7.3、年800万円を超える金額に対し100分の9.6である（平成19年4月1日前に開始した事業年度につき地方税法附則40条10項による読み替え後の同法72条の24の7第1項3号（平成18年法律第7号による改正前のもの。以下、2（1）ウ及び3（1）カについて同じ。）、同日以降に開始した事業年度につき地方税法72条の24の7第1項3号（平成18年法律第7号附則7条4項参照）。ただし、地方税法20条の4の2第1項本文により課税標準額の千円未満の端数は切り捨て。）。

平成20年10月1日以降に開始する事業年度については、所得年400万円以下の金額に対し100分の2.7、年400万円を超え年800万円以下の金額に対し100分の4、年800万円を超える金額に対し100分の5.3である（地方法人特別税等に関する暫定措置法〔（平成22年法律第4号による改正前のもの。以下「暫定措置法」という。）2条による読み替え後の地方税法72条の24の7第1項3号）。また、同日以降に開始する事業年度については、事業税と併せて地方法人特別税が賦課され、その課税標準及び税率は、上記の標準税率によって計算した事業税の所得割額に対し100分の81である（暫定措置法3条5号、8条及び9条2号）。

## 1 平成17年8月期

(1) 所得金額 1741万8239円

上記所得金額は、次のア、イを加算した金額である。

ア 申告所得（欠損）金額 △603万5150円（甲1（1頁））

イ 売上計上漏れ額 2345万3389円

上記金額は、原告を取引主体とする取引に係る収益であるにもかかわらず、売上げとして計上されていなかったものであり、所得金額に加算される。

(2) 納付すべき法人税額 458万5400円

納付すべき法人税額は、前記(1)の所得金額1741万8000円（通則法118条1項により千円未満の端数を切り捨てた後のもの）に法人税法66条1項及び2項（いずれも、平成18年法律第10号による改正前のもの。後記2（2）及び3（2）において同じ。）所定の税率（平成18年法律第10号による廃止前の経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律16条1項1号による読み替え後の税率。後記2（2）及び3（2）において同じ。）を乗じて計算した金額であり、所得金額のうち年800万円以下の金額には100分の22を乗じ、年800万円を超える金額（941万8000円）には100分の30を乗じて計算した金額の合計である。

(3) 重加算税の額 160万3000円

重加算税の額は、平成17年8月期の法人税の更正処分により新たに納付することとなる法人税額458万円（通則法118条3項に基づき1万円未満の端数を切り捨てた後のもの）に、通則法68条1項（平成28年法律第15号による改正前のもの。以下同条項につき同じ。）

に基づく割合（100分の35）を乗じて計算した金額である。

## 2 平成18年8月期

(1) 所得金額 3006万2580円

所得金額は、次のアないしウを合算し、エを減算した金額である。

ア 申告所得（欠損）金額 115万0475円（甲3（1頁））

イ 売上計上漏れ額 2427万3055円

上記金額は、原告を取引主体とする取引に係る収益であるにもかかわらず、売上げとして計上されていなかったものであり、所得金額に加算される。

ウ 欠損金の損金算入額の過大額 603万5150円

上記金額は、原告が、平成18年8月期の法人税の確定申告書（甲3（1頁））において、平成17年8月期の欠損金額として、法人税法57条1項（平成18年法律第10号による改正前のもの）に基づき、損金の額に算入していた金額であるが、本件青色申告承認取消処分に伴い、過大に損金の額に算入されたものである。

エ 事業税の損金算入額 139万6100円

上記金額は、平成17年8月期の法人税の更正処分により、地方税法72条の24の7に基づき計算した、原告が納付することとなる事業税相当額の増加額であり、所得金額から減算すべき金額である。

(2) 納付すべき法人税額 837万8600円

納付すべき法人税額は、前記（1）の所得金額3006万2000円（通則法118条1項に基づき千円未満の端数を切り捨てた後のもの）に法人税法66条1項及び2項所定の税率を乗じて計算した金額であり、所得金額のうち年800万円以下の金額には100分の22を乗じ、年800万円を超える金額（2206万2000円）には100分の30を乗じて計算した金額の合計である。

(3) 重加算税の額 284万2000円

重加算税の額は、平成18年8月期の法人税の更正処分により新たに納付することとなる法人税額812万円（通則法118条3項に基づき1万円未満の端数を切り捨てた後のもの）に通則法68条1項に基づく割合（100分の35）を乗じて計算した金額である。

## 3 平成19年8月期

(1) 所得金額 6155万8429円

上記所得金額は、次のアないしウを合算し、エないしカを減算した金額である。

ア 申告所得（欠損）金額 858万3838円（甲5（1頁））

イ 売上計上漏れ額 5623万6991円

上記金額は、原告を取引主体とする取引に係る収益であるにもかかわらず、売上げとして計上されていなかったものであり、所得金額に加算される。（本件裁決により一部取り消された金額22万2600円を控除した金額）。

ウ 役員給与の損金不算入額 193万円

上記金額は、原告の取締役である甲氏及びV氏（以下「甲ら」という。）にそれぞれ支給された役員給与110万円及び83万円の合計であり、これらは、法人税法34条1項各号（平成19年法律第6号による改正（同年4月1日施行分）前のもの）が規定する給与のいずれにも該当しないため、役員給与の損金不算入額として、所得金額に加算すべき金額であ

る。

エ 業務主宰役員給与の損金算入額 204万円

上記金額は、原告が平成19年8月期の法人税の確定申告書（甲5（3頁））において、法人税法35条（平成22年法律第6号による改正〔削除〕前のもの。後記4（1）エ及び5（1）エにおいて同じ。）に規定する業務主宰役員給与の損金不算入額として所得金額に加算していた金額であるが、平成17年8月期及び平成18年8月期の法人税の更正処分に伴い、所得金額が増加し、同条規定の業務主宰役員給与の損金不算入額の計算の適用除外要件を満たす結果となったため、所得金額から減算すべき金額である。

オ 本件裁決で認定された売上原価額 60万円

上記金額は、本件裁決により申告仕入金額に計上されていない売上原価額として認定された金額であり、所得金額から減算すべき金額である。

カ 事業税の損金算入額 255万2400円

上記金額は、平成18年8月期の法人税の更正処分により、地方税法72条の24の7に基づき計算した、原告が納付することとなる事業税相当額の増加額であり、所得金額から減算すべき金額である。

(2) 納付すべき法人税額 1782万7400円

納付すべき法人税額は、前記（1）の所得金額6155万8000円（通則法118条1項に基づき千円未満の端数を切り捨てた後のもの）に法人税法66条1項及び2項所定の税率を乗じて計算した金額であり、所得金額のうち年800万円以下の金額には100分の22を乗じ、年800万円を超える金額（5355万8000円）には100分の30を乗じて計算した金額の合計である。

(3) 重加算税の額 556万1500円

重加算税の額は、平成19年8月期の法人税の更正処分により新たに納付することとなる税額1589万円（通則法118条3項に基づき1万円未満の端数を切り捨てた後のもの）に通則法68条1項に基づく割合（100分の35）を乗じて計算した金額である。

#### 4 平成20年8月期

(1) 所得金額 8693万4223円

上記所得金額は、次のアないしエを合算し、オ及びカを減算した金額である。

ア 申告所得（欠損）金額 1062万6265円（甲7（1頁））

イ 売上計上漏れ額 7665万8558円

上記金額は、原告を取引主体とする取引に係る収益であるにもかかわらず、売上げとして計上されていなかったものであり、所得金額に加算される。

ウ 役員給与の損金不算入額 310万円

上記金額は、甲らにそれぞれ支給された役員給与175万円及び135万円の合計であり、これらは、法人税法34条1項各号（平成19年法律第6号による改正〔同年9月30日施行分〕前のもの）が規定する給与のいずれにも該当しないため、役員給与の損金不算入額として、所得金額に加算すべき金額である。

エ 業務主宰役員給与の損金不算入額 174万円

上記金額は、平成17年8月期ないし平成19年8月期の法人税の更正処分に伴い所得金額が増加し、法人税法35条に規定する業務主宰役員給与の損金不算入額の計算の適用除外

要件を満たさないこととなった結果、業務主宰役員給与の損金不算入額として、所得金額に加算すべき金額である。

オ 本件裁決で認定された売上原価額 10万5000円

上記金額は、本件裁決により申告仕入金額に計上されていない売上原価額として認定された金額であり、所得金額から減算すべき金額である。

カ 事業税の損金算入額 508万5600円

上記金額は、平成19年8月期の法人税の更正処分により、地方税法72条の24の7に基づき計算した、原告が納付することとなる事業税相当額の増加額であり、所得金額から減算すべき金額である。

(2) 納付すべき法人税額 2544万0200円

納付すべき法人税額は前記(1)の所得金額8693万4000円(通則法118条1項に基づき千円未満の端数を切り捨てた後のもの)に法人税法66条1項及び2項(いずれも、平成20年法律第23号による改正前のもの)所定の税率を乗じて計算した金額であり、所得金額のうち年800万円以下の金額には100分の22を乗じ、年800万円を超える金額(7893万4000円)には100分の30を乗じて計算した金額の合計である。

(3) 重加算税の額 801万1500円

重加算税の額は、平成20年8月期の法人税の更正処分により新たに納付することとなる法人税額2289万円(通則法118条3項に基づき1万円未満の端数を切り捨てた後のもの)に通則法68条1項に基づく割合(100分の35)を乗じて計算した金額である。

## 5 平成21年8月期

(1) 所得金額 1377万0730円

上記所得金額は、次のアないしエを合算し、オを減算した金額である。

ア 申告所得(欠損)金額 388万3780円(甲9(1頁))

イ 売上計上漏れ額 1431万2550円

上記金額は、原告を取引主体とする取引に係る収益であるにもかかわらず、売上げとして計上されていなかったものであり、所得金額に加算される。

ウ 役員給与の損金不算入額 60万円

上記金額は、甲らにそれぞれ支給された役員給与35万円及び25万円の合計であり、法人税法34条1項各号(平成26年法律第10号による改正前のもの。後記6(1)ウ及び7(1)ウにおいて同じ。)が規定する給与のいずれにも該当しないため、役員給与の損金不算入額として、所得金額に加算すべき金額である。

エ 業務主宰役員給与の損金不算入額 230万円

上記金額は、平成18年8月期ないし平成20年8月期の法人税の更正処分に伴い所得金額が増加し、法人税法35条に規定する業務主宰役員給与の損金不算入額の計算の適用除外要件を満たさないこととなった結果、業務主宰役員給与の損金不算入額として、所得金額に加算すべき金額である(甲16(29丁))。

オ 事業税の損金算入額 732万5600円

上記金額は、平成20年8月期の法人税の更正処分により、地方税法72条の24の7に基づき計算した、原告が納付することとなる事業税相当額の増加額であり、所得金額から減算すべき金額である。

なお、平成21年8月期の法人税の更正処分において所得金額から減算した732万8100円は、上記金額に比して2500円過大となっているが、その理由は、平成21年8月期の前事業年度である平成20年8月期の法人税の更正処分に伴う所得金額の減少によるものである。

(2) 納付すべき法人税額 317万1000円

納付すべき法人税額は、前記(1)の所得金額1377万円(通則法118条1項に基づき千円未満の端数を切り捨てた後のもの)に法人税法66条1項及び2項並びに租税特別措置法(以下「措置法」という。)42条の3の2第1項(いずれも平成22年法律第6号による改正前のもの。後記6(2)において同じ。)所定の税率を乗じて計算した金額であり、所得金額のうち年800万円以下の金額には100分の18を乗じ、年800万円を超える金額(577万円)には100分の30を乗じて計算した金額の合計である。

(3) 重加算税の額 86万4500円

重加算税の額は、平成21年8月期の法人税の更正処分により新たに納付することとなる税額247万円(通則法118条3項に基づき1万円未満の端数を切り捨てた後のもの)に通則法68条1項に基づく割合(100分の35)を乗じて計算した金額である。

## 6 平成22年8月期

(1) 所得金額 1864万8115円

上記所得金額は、次のアないしウを合算し、エ及びオを減算した金額である。

ア 申告所得(欠損)金額 △120万1298円(甲11(1頁))

イ 売上計上漏れ額 1740万1013円

上記金額は、原告を取引主体とする取引に係る収益であるにもかかわらず、売上げとして計上されていなかったものであり、所得金額に加算される。

ウ 役員給与の損金不算入額 390万円

上記金額は、甲らにそれぞれ支給された役員給与215万円及び175万円の合計であり、これらは、法人税法34条1項各号が規定する給与のいずれにも該当しないため、役員給与の損金不算入額として、所得金額に加算すべき金額である。

エ 本件裁決で認定された売上原価額 60万円

上記金額は、本件裁決により申告仕入金額に計上されていない売上原価額として認定された金額であり、所得金額から減算すべき金額である。

オ 事業税の損金算入額 85万1600円

上記金額は、平成21年8月期の法人税の更正処分により、地方税法72条の24の7に基づき計算した、原告が納付することとなる事業税相当額の増加額であり、所得金額から減算すべき金額である。

(2) 納付すべき法人税額 463万4400円

納付すべき法人税額は、前記(1)の所得金額1864万8000円(通則法118条1項に基づき千円未満の端数を切り捨てた後のもの)に、法人税法66条1項及び2項並びに措置法42条の3の2第1項所定の税率を乗じて計算した金額であり、所得金額のうち年800万円以下の金額には100分の18を乗じ、年800万円を超える金額(1064万8000円)には100分の30を乗じて計算した金額の合計である。

(3) 過少申告加算税の額 3万3000円

過少申告加算税の額は、平成22年8月期の法人税の更正処分により認定された所得金額1864万8115円から不正事実に基づく所得金額1680万1013円（売上計上漏れ額1740万1013円から本件裁決で認定された売上原価額60万円を控除した額）を控除した184万7000円（通則法118条1項に基づき千円未満の端数を切り捨てた後のもの）を基に、前記（2）の年800万円以下に対する税率100分の18を乗じて計算した税額33万円（通則法118条3項に基づき1万円未満の端数を切り捨てた後のもの）に、通則法65条1項に基づく割合（100分の10）を乗じて計算した金額である。

（4）重加算税の額 150万5000円

重加算税の額は、前記（2）の納付すべき法人税額463万4400円から、隠蔽又は偽装をされていない事実だけに基ついて計算した税額33万2400円を控除した税額430万円（通則法118条3項に基づき1万円未満の端数を切り捨てた後のもの）に、通則法68条1項に基づく割合（100分の35）を乗じて計算した金額である。

## 7 平成23年8月期

（1）所得金額 897万9186円

上記所得金額は、次のアないしエの金額を合算し、オ及びカの金額を減算した金額である。

ア 申告所得（欠損）金額 0円（甲13（1頁））

イ 売上計上漏れ額 848万8404円

上記金額は、原告を取引主体とする取引に係る収益であるにもかかわらず、売上げとして計上されていなかったものであり、所得金額に加算される。

ウ 役員給与の損金不算入額 217万円

上記金額は、甲らにそれぞれ支給された役員給与125万円及び92万円の合計であり、これらは、法人税法34条1項各号が規定する給与のいずれにも該当しないため、役員給与の損金不算入額として、所得金額に加算すべき金額である。

エ 欠損金の損金算入額の過大額 21万7182円

上記金額は、原告が、平成23年8月期の法人税の確定申告書（甲13（1丁））において、平成22年8月期の欠損金額のうち法人税法57条1項（平成23年法律第114号による改正前のもの）に基づき、損金の額に算入していた金額であるが、平成22年8月期の法人税の更正処分及び本件青色申告承認取消処分に伴い、過大に損金の額に算入されたものである。

オ 本件裁決で認定された売上原価額 39万円

上記金額は、本件裁決により申告仕入金額に計上されていない売上原価額として認定された金額であり、所得金額から減算すべき金額である。

カ 事業税の損金算入額 150万6400円

上記金額は、平成22年8月期の法人税の更正処分により、地方税法72条の24の7並びに暫定措置法2条、3条、8条及び9条に基づき計算した、原告が納付することとなる事業税相当額の増加額であり、所得金額から減算すべき金額である。

（2）納付すべき法人税額 173万3700円

納付すべき法人税額は、前記（1）の所得金額897万9000円（通則法118条1項に基づき千円未満の端数を切り捨てた後のもの）に法人税法66条1項及び2項並びに措置法42条の3の2第1項（いずれも、平成23年法律第114号による改正前のもの）所定の税率

を乗じて計算した金額であり、所得金額のうち年800万円以下の金額には100分の18を乗じ、年800万円を超える金額（97万9000円）には100分の30を乗じて計算した金額の合計である。

(3) 過少申告加算税の額 1万5000円

過少申告加算税の額は、平成23年8月期の法人税の更正処分により認定された所得金額897万9186円から不正事実に基づく所得金額809万8404円（売上計上漏れ額848万8404円から本件裁決で認定された売上原価額39万円を控除した額）を控除した88万円（通則法118条1項に基づき千円未満の端数を切り捨てた後のもの）を基に、前記(1)の年800万円以下に対する税率100分の18を乗じて計算した税額15万円（通則法118条3項に基づき1万円未満の端数を切り捨てた後のもの）に、通則法65条1項に基づく割合（100分の10）を乗じて計算した金額である。

(4) 重加算税の額 54万9500円

重加算税の額は、前記(2)の納付すべき法人税額173万3700円から、隠蔽又は偽装をされていない事実だけに基いて計算した税額15万8400円を控除した税額157万円（通則法118条3項に基づき1万円未満の端数を切り捨てた後のもの）に、通則法68条1項に基づく割合（100分の35）を乗じて計算した金額である。

以上